

# 国立国会図書館月報

稀本あれこれ-464-

『諸名流美羅集』

**特集 納本制度** • 1

電子展示会「史料にみる日本の近代-開国から講和まで  
100年の軌跡-」を監修して =佐々木 隆 • 14

米国の連邦政府図書館の現況 =ローラー ミカ • 16

上海新華書店旧蔵書廻及入力の終了について  
=関西館資料部アジア情報課 • 26

10月からの新サービス • 28

東京本館における電子情報提供サービスの改善について • 28

プランゲ文庫図書マイクロフィルム化共同事業(第1期)に

よる児童書マイクロフィルムの利用提供開始について • 29

平成18年10月23日から、複写料金を改定します • 30

国立国会図書館年報(平成17年度)から  
-統計を中心に その2- • 41

館内スコープ • 24

本屋にない本 • 25

月例報告 • 31

国立国会図書館の編集・刊行物 • 33

関西館の資料紹介(10) • 46

<お知らせ>

常設展示のお知らせ • 24

図書館間貸出資料のご利用方法の変更について • 34

国立国会図書館データベースフォーラム開催 • 34

第8回図書館総合展に出展します • 35

国際子ども図書館展示会「北歐からのおくりもの-子どもの

本のあゆみ」関連催物について • 36

# 10

# 2006

# No.547

## 国立国会図書館利用案内

**東京本館** 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331  
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)  
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

**関西館** 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)  
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

**利用できる人** 満18歳以上の方

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**開館日** 月曜日から土曜日

**休館日** 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

**所蔵資料** 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

<東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフィシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料

<関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

### ----- 東京本館のサービス時間 -----

**開館時間** 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。

**資料請求時間** 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00

※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。

**即日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00

**後日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

**オンライン複写受付** 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

### ----- 関西館のサービス時間 -----

**開館時間** 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00

**資料請求時間** 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45

**セルフ複写受付** 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

第二帖



目録五十八

目録五十七

『諸名流美羅集』

第三帖



目録十七

目録十六

『諸名流美羅集』  
しよめいりゅうびらししゅう

備書家の梅素亭玄魚（一八一七—一八〇）は、狂歌を好み、粹狂連（三題漸の創作グループ）に参加した趣味人であったが、安政の大地震時には鯨絵を考案、摺物や千社札の図案などに独創性を発揮し、びら絵の名人とも称された。

玄魚は、明治七年（一八七四）一月二日、東両国の中村楼において書画会を主催したが、その開催に先立ち、会の案内びら、および記念のための肉筆絵びらの寄贈について認めた紙と、絵びら画き用の和紙（伊豫まさ紙の二つ切）を知人たちに配布した。玄魚の奇抜に富んだ絵びらを高く評価し、自らもびら画きの名手として名を馳せた清水晴風は、後年その著『繪比良圖考』（本誌五三二—一三〇）「稀本あれこれ 四四八」参照）の中で、この時、玄魚が知人たちから集めた同型の小さい絵びらは小びらと呼ばれ、玄魚の書画会は小びら流行のきっかけとなった旨を記している。

掲出資料は、玄魚のもとに寄贈された小びら（三〇〇枚）を貼り込んだもの。三帖三冊。各帖の大きさは三〇・五cm×二一・五cm。第一帖表紙中央の題簽に「諸名流美羅集 明治七年故梅素先生雅會寄贈」の記載あり。三冊は綾園（伊藤あやその、俳人で号は桜堂、江戸千代紙の老舗伊勢辰のお抱え町絵師、おもちゃ絵などが現存）が、各帖に貼り込まれた小びらの順に番書号を付した目録で、一三九枚については、贈り主、作成者の記載もある。各冊の大きさは二一・〇cm×一四・五cm。

大正十一年一月三日、吉田久兵衛から購入。第三帖巻末の識語には、玄魚の略歴、小びら寄贈の経緯、玄魚の没後、遺族によって保管されていた小びらを、廣瀬辰五郎（筆名菊雄 伊勢辰の三代目）が譲り受け帖仕立てにしたこと、綾園がこの識語を書き、知れる人の事どもを書き留めたことなどが記されている。

前頁上段右は、落語家の柳亭燕枝が玄魚に贈った小びらで、赤穂義士の四七士に見立てた図案の作成者は、浮世絵師の鳥居清種。左は、花鳥画を得意とし絵びらの作成依頼も多かった飯島光峨が、自画像を小びらに書き玄魚に贈ったもの。下段右は、皇室の御用絵師、佐竹永湖が玄魚に贈った小びらで、画題は「蝦で鯛を釣る」。左は、独特の戯画で人気を博した河鍋晩斎が画いた小びらで、遊び心と奔放な筆づかいにその特徴がよくでている。

小びらの贈り主には、画家の安藤広重（三代）、落合芳幾、柴田是真、落語家の三遊亭圓朝、講談師の邑井貞吉、田辺南龍、歌舞伎役者の市川団十郎（九代）、尾上菊五郎（五代）、狂言作者の河竹其水、瀬川如皋、戯作者の武田交来、俳人の其角堂永機、萩原乙彦、義太夫の豊竹和国太夫、三味線の花澤伊佐衛門、端唄の都々一坊扇歌、長唄の荻江露友、替歌の松廼家露八、洋学者の大槻如電、菓舗の守田宝丹、岸田吟香といった著名な文化人たちの他に、料理屋、酒屋、団扇問屋、芸妓、力持など、在野の知人たちが多く見られる。

掲出資料は、玄魚の交際の広さ、文化人たちとの深いつながり、当時の名物、流行を今日に伝えるもので、明治初期の芸能界、大衆文化の一端をうかがい知れることもできる貴重な資料といえる。（当館請求記号 WA22-3）（川本勉）

真理がわれらを自由にする



## 特集 納本制度

何か国内の出版物をお探しになっていて、なかなか見つからない時、国立国会図書館なら所蔵しているかもしれない、利用できるかもしれない、そうお考えになったことがあるかもしれません。

国立国会図書館法（昭和二三年法律第五号）には、我が国において発行されたすべての出版物について、その発行者が決められた部数を国立国会図書館へ納めなければならないという規定があることをご存知でしょうか。

この仕組みが「納本制度」と呼ばれるもので、今日では世界の多くの国々で同様の仕組みが設けられています。当館が果たすべき任務、当館が提供するあらゆる図書館サービスにおいて、納本制度は、その土台となる重要な制度として根幹に位置付けられるものです。この制度により、一国の知的・文化的活動の所産である出版物を網羅的に集め、後世に伝えることが可能になります。これは、国民の文化的財産と呼ぶに相応しい、貴重なコレクションです。

ここでは、この納本制度について、その役割、概要、沿革、実際の業務内容などを紹介いたします。

## 納本制度の役割

我が国の納本制度は、当館の二つの機能に対応し、二つの主要な役割を担っています。

まず、国の中央図書館としての機能に対応して、納本制度は、当館が我が国で発行された出版物を網羅的に収集し、利用に供するとともに、蓄積・保存して、後世に伝えることを可能にする役割を担っています。

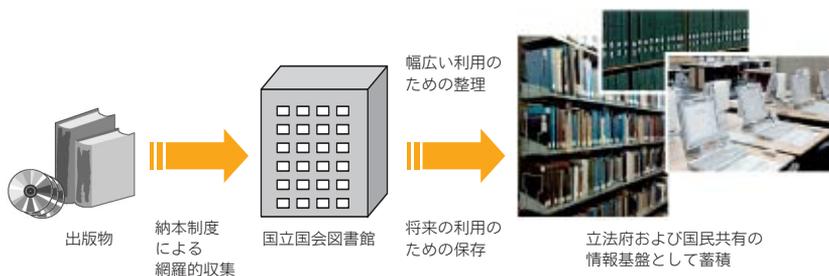
また、納本制度により収集された資料に基づき、当館は、我が国で発行された出版物の総目録である「全国書誌(National Bibliography)」を編纂しています。

これらの納本制度の役割は、この制度を採用している世界の多くの国々にも共通するものです。

しかし、我が国における納本制度は、これにとどまらず、国会の補佐機関としての当館の機能に対応した役割を担っています。

立法・行政監視という国会の活動が十全に行われるためには、国会が自ら可能な限り広範な情報を集め、客観的な調査を行う必要があります。こうした国会の活動を補佐するため、当館は、様々な国政課題について、国会議員が必要とする調査を行い、また、求められた資料・情報を提供するという任務を与えられています。納本制度は、この任務を遂行するために必要な蔵書の構築を可能にします。

つまり、我が国の納本制度は、広く国民に対するサービス提供の土台であるとともに、国民の代表である国会議員の調査研究に資することにより、二重の意味で国民にとって重要な役割を果たしているのです。



国立国会図書館の機能とそれを支える納本制度

## ■ 現行の納本制度の概要 ■

次に、現行の納本制度の概要を紹介いたします。

### 一 根拠規定

我が国における納本制度は、国立国会図書館法第二四条から第二五条の二までの規定により定められています。出版物であれば網羅的に納入の対象となることのほか、出版物を実際に当館へ到達させることまで義務の内容に含まれること、そして発行者に納入義務が課せられることが、この制度の重要な要素です。

我が国では、国・地方公共団体の諸機関および独立行政法人等の国・地方公共団体に準ずる法人の出版物と、それ以外の国民一般（民間）の発行に係る出版物とは、納入義務の根拠規定が異なっており、納入目的、納入部数、納入に対する補償の有無など様々な点において相違があります。

### 二 国・地方公共団体の諸機関、独立行政法人等の出版物

国の諸機関・国の諸機関に準ずる法人の出版物については国立国会図書館法第二四条、地方公共団体の諸機関・地方公共団体の諸機関に準ずる法人の出版物については第二四条の二に納入義務が規定されており、いずれも複数部数を直ちに納入することが義務付けられています。

表 1 現行納本制度に関する国立国会図書館法の規定の概要

根拠規定	納入対象	納入義務者	納入部数	納入目的	納入期限	代償金
第24条	第1項 国の諸機関により、又は国の諸機関のため発行された出版物	国の諸機関	30部以下	公用又は国際的交換の用に供するため	発行後直ちに	無
	第2項 国の諸機関に準ずる法人（独立行政法人、国立大学法人、一定の範囲の特殊法人等）により、又はこれらの法人のため発行された出版物	国の諸機関に準ずる法人	5部以下			
第24条の2	第1項 地方公共団体の諸機関により、又はこれらの諸機関のため発行された出版物	地方公共団体の諸機関	都道府県・市…5部以下 町村…3部以下			
	第2項 地方公共団体の諸機関に準ずる法人（港務局、地方三公社、地方独立行政法人、日本下水道事業団）により、又はこれらの法人のため発行された出版物	地方公共団体の諸機関に準ずる法人	都道府県・市に準ずる法人…4部以下 町村に準ずる法人…2部以下			
第25条	国若しくは地方公共団体の諸機関又はこれらの諸機関に準ずる法人でない者（民間の出版社など）の発行した出版物	発行者	1部	文化財の蓄積及びその利用に資するため	発行の日から30日以内	

## 1 納入の目的

ここでは納入の目的として、「公用」と「国際的交換の用」の二つが掲げられています。これらの目的について、平成一六年二月一三日の納本制度審議会答申<sup>1</sup>に基づいて説明すると、次のようになります。

「公用」：政府活動に関する国政審議の補佐のために用いること。

国会の政府活動に関する審議が民主的な行政の実現の重要な手段であることからすれば、政府出版物の納本制度は、国会による政府活動の民主的統制という理念に奉仕するものと解することができます。

「国際的交換の用」：政府出版物を外国政府（交換機関）に送付し、相手国の政府出版物等との交換に用いること。

政府出版物の国際的交換は、当館において、外国政府出版物を入手する有効な手段となっており、入手した外国政府出版物は、国政審議の参考資料として活用されています。一方、外国においても我が国の政府出版物が同

<sup>1</sup> 納本制度審議会は、納本制度に関する重要事項および代償金の額に関する事項について、館長の諮問に応じ調査審議を行い、または自ら館長に意見を述べることを任務として平成一年四月に設置された館長の諮問機関です。本文中に挙げた答申は、独立行政法人等に国・地方公共団体に準ずる納入義務を課することが適当であると述べたものです。（答申「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」（平成一六年二月一三日）六頁・七頁参照）。

様に活用され、相互理解の増進に貢献していると考えられます。

このように、政府等の出版物の納入目的として「公用」と「国際的交換の用」が挙げられているのは、当館が国会に属する機関であり、国会議員の職務遂行の補佐を任務としていることと深く関わっています。

## 2 国の諸機関等「のため」発行された出版物

第二四条および第二四条の二は、国の諸機関等が自ら出版物を発行した場合と並んで、国等以外の者（私人）により、出版物が国の諸機関等「のため」発行された場合には、当該の国の諸機関等が当館に納入すべき義務を負うと規定しています。

これは、我が国の納本制度に特有の規定です。我が国では、米国の政府印刷局（GPO）のような政府出版物を一元的に刊行する機関が存在せず、国の諸機関に代わって国の出版物の発行を民間法人等が行う例が多かったという実情にかんがみ、これらの規定が設けられたと考えられています。

「国の諸機関等『のため』出版物が発行された場合」とは、国等の機関が自ら発行した場合と同じ程度に出版物が

<sup>2</sup> なお、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和五九年条約第七号）第四条の「国の交換機関」について、我が国の場合には、当館がこれに該当するものと解されています。

当館の任務（公用、国際的交換の用）に必要なとされる場合、すなわち、国等の諸機関自らが保有する情報を主体的に公表するため、実質的に費用を負担して出版物を作成させていると認められる場合をいいます。国等の機関が納入義務を負うことからみれば、発行された出版物の多くを当該機関が事実上取得していることが前提となるといってよいでしょう。

この点について、前掲平成一六年二月一三日納本制度審議会答申は、次の二つの要件を挙げています。

- (1) 「国等の事務・事業に関する情報を含み、国等が内容に責任を負うべき場合」
- (2) 「国等の事務遂行に当該出版物が必要であり、かつ必要部数を国が買い上げるか、又はその対価に相当する国等の費用負担が認められる場合」

### 三 国民一般（民間）の発行に係る出版物

国、地方公共団体、独立行政法人等を除く国民一般（民間）の出版物については、国立国会図書館法第二五条に納入義務が規定されており、出版物を発行した者は、その発行の日から三〇日以内に、一部を当館に納入しなければなりませんとされています。いわゆる民間出版社の出版物は、この規定により納入されることとなります。

3 同答申 一八頁―一九頁。

### 1 納入目的

この場合における納入目的は、国・地方公共団体等とは異なり、「文化財の蓄積及びその利用に資する」（第二五条第一項）ことが掲げられています。この第二五条の「文化財」とは、文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号）または同法第一八二条第二項の規定に基づき地方公共団体の定める文化財保護条例という文化財を指しているわけではありません。当館は、納本制度に基づき網羅的に収集した出版物について、個別の価値判断等に基づき取捨選択を行うことなく、すべてを保存します。こうして後世に伝えられた出版物は、総体として国民の文化的財産を形づくることとなります。このような広い意味において、第二五条の規定は、「文化財の蓄積」という文言を用いているのです。なお、第二五条第一項は、納入目的として「公用」を掲げていません。しかし、国民の発行に係る出版物についても、当館の所蔵資料として、国会議員の職務遂行を補佐するために活用されています。

### 2 納入出版物代償金

第二五条第三項の規定に基づき、館長の定めるところにより、「当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額」が「代償金」として、出版物を納入した者に対して交付されることになっています。

この代償金交付規定は、納入実績の改善を図るとともに、

日本国憲法第二十九条第三項との整合性を確保するために、昭和二十四年の国立国会図書館法改正により設けられたものです。

#### 参考 日本国憲法

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

#### ② 略

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

この憲法の規定によれば、国民から出版物を国に納めさせることは、私有財産を公共のために用いることに相当しますので、「正当な補償」が必要になると考えられます。このような考え方に基つき、出版物を納入した者に対し、「正当な補償」として代償金が交付されることになりました<sup>4</sup>。

現在の具体的な代償金の額については、「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件」（昭和五〇年国立国会図書館告示第一号）により定められており、おおむね小売価格の四割以上六割以下の金額に、納入に要する金額（送料）を加算した金額とすることが規定されています。

4 昭和二十四年の法改正時の国会における金森徳次郎館長（当時）の説明を参照（『第五回国会衆議院図書館運営委員会議録』第三号（昭和二十四年四月一九日）二頁）。

### 3 過料

発行者が正当な理由なく出版物の納入を行わなかったときは、第二十五条の二の規定により、当該出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処せられます。ただし、この規定は、現在まで一度も適用されたことはありません。

### 四 納入対象となる出版物

国立国会図書館法第二十四条第一項各号は、次の出版物を掲げています。地方公共団体や民間の出版物にも共通します。ただし、機密扱いのものや書式、ひな形その他簡易なものには納入対象から除かれます。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム（ただし、当分の間、納入は免除されています。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又は

プログラムを記録した物

このうち、第九号が「パッケージ系電子出版物」（九ページ参照）であり、音楽用CDやビデオテープ、CD-R、DVDなどがこれに該当します。一方で、第六号の映画フィルムとは、文字通り映画用フィルムに映像等を記録したもののみを指し、第八号の蓄音機用レコードとは、ポリ塩化ビニル等の素材を用いたアナログ録音のもののみを指します。また、第七号にいう「文書又は図画」とは、具体的にはマイクロフィルムやマイクロフィッシュなどがこれに当たります。

原則として、以上の出版物が発行されたときは、発行者に対して納入義務が生じることになります。ただし、通常の「図書」の形態であっても、わずかの部数しか作成されないようなものは、納入義務の対象ではありません。納入義務の対象である出版物といえるためには、相当部数が作成され、かつ、それらが相当範囲にわたって公表されたものといえる必要があると解されています<sup>5</sup>。

## ■ 我が国の納本制度のあゆみ ■

我が国では、戦前から国に出版物を納入させる制度が存

5 『第九四回国会 衆議院 予算委員会第一分科会議録』第一号（昭和五十六年二月二十七日）一六頁（山花貞夫議員の質問に対する岸田實館長（当時）の答弁）参照。

在しましたが、現在のような目的をもった制度が設けられたのは、戦後になってからです。次に、今日までの納本制度のあゆみを振り返ることとします。

### 一 戦前の納本制度<sup>6</sup>

我が国における制度としての納本は、明治二年（一八六九年）の出版条例に始まります。その後、出版法（明治二六年法律第一五号）、新聞紙法（明治四二年法律第四一号）等の法令の規定により、出版物を旧内務省等へ納入すべきことが発行者等に義務付けられました。しかし、これらの法律の規定する出版物の納入は、現行制度とは趣旨を異にし、治安・風俗維持のための出版取締りを主たる目的とするものでした。

戦前の納本制度が出版統制や検閲と結び付いていたという記憶は、特に昭和戦前期に厳しい出版統制が行われたこともあり、戦後の新たな納本制度の施行にあたって障害の一つとなりました。

6 戦前の納本制度について詳しくは、次の資料を参照。加藤木理勝「納本制度あれこれ―沿革―」（その二）（その五）『国立国会図書館月報』第三八五号（平成五年四月）（第三九二号（同年二月））。また、戦前の納本制度と出版取締り法令との関係を整理した文献として次の資料があります。桜井保之助「我國の納本制度について―その史的デッサンと問題の解説―」『図書館研究シリーズ』第五号（昭和三十六年二月）一七七頁、一三五頁。

## 二 戦後の新しい納本制度

昭和二十三年二月、国立国会図書館法が制定されました。当館の資料収集の目的については、第二条に次のように規定されました。

「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」

また、前述の第二四条と第二五条において、当館の最も根幹的な資料収集方法である、納本制度に関する規定が置かれ、その目的として、国会議員の職務遂行の補佐と国民に対するサービスという当館の役割を果たすために用いられることが明確にされました。

## 三 昭和二十四年の法改正

国立国会図書館法の施行当初、納入の状況は芳しくありませんでした。当時の混乱期にあつて、新たな納本制度が導入されたことは、出版社側に十分に周知されないうままでした。また、当時は検閲等のために占領軍の民間情報教育局などへ相当部数の出版物を納入しなければならぬこととされており<sup>7</sup>、これに加えて更に一部を当館へ納入させ

ることについては、経営面で余裕のない多くの民間出版社から難色を示されていたのです。さらに、戦前の出版統制・検閲のイメージが、戦後の新たな理念に基づく納本制度にも影を落とし、出版社側に疑念を抱かせる結果となっていたことも否定できません<sup>8</sup>。

このような事態を改善するため、当館は、出版業界と協議する一方、法的観点からの対策を検討しました。その結果、出版物を納入した者に対して、当該出版物の出版・納入に要した費用を補償する規定を設けることとなり、昭和二十四年六月の国立国会図書館法の一部改正<sup>9</sup>により、代金の交付規定（第二五条第三項）が新設されました。併せて、民間出版物の納入の趣旨が、「文化財の蓄積及びその利用に資するため」であることが明記されました（第二五条第一項）。

このほか、（一）過料に関する規定（第二五条の二）の新設、（二）地方公共団体の出版物の納入規定（第二四条の二）の新設、（三）楽譜およびレコードの納入対象出版物への追加（第二四条第一項）、（四）国の諸機関の出版物の納入部数の削減（五〇部から三〇部へ）などの点についても、この時に改正が行われています。

これらの改正により、現行納本制度の根幹部分が整備さ

7 山下信庸『わが国の出版物の納本制度について―民間出版物の部―』（国立国会図書館、昭和四十三年二月）八頁。

8 『国立国会図書館五〇年史 本編』（国立国会図書館、平成二十二年三月）四〇五頁。

9 昭和二十四年八月六日法律第一九四号（昭和二十四年七月一日施行）。

れました。

#### 四 出版取次会社を介した一括納入の開始（昭和

二六年）

ここでいう一括納入の開始は、正確に言えば制度自体の問題ではありませんが、実効性を伴う制度の運用という観点からみて大きな転機となった出来事ですので、紹介しておきます。

昭和二四年の国立国会図書館法改正後も、納入状況の改善を図るため、当館では、出版取次会社と出版社の協力の下に、制度の実施・運用の面で工夫の余地がないかどうかの検討を進めました。その結果、昭和二六年四月以降、民間出版物については、個々の出版社からの納入に代えて、出版取次会社の業界団体である出版取次懇話会（現在の社団法人日本出版取次協会）を通じて一括納入を行うことのできる仕組みが導入されることになりました。この仕組みの下では、日本出版販売およびトーハンの大手取次会社二社が半年交替で出版物納入事務の代行を引き受け、各出版社がこれら取次会社に自社の出版物の販売を委託するとき、当館への納入事務をも併せて委託することになります。この仕組みの導入により、大手取次会社を取り扱う出版物に関する限り、漏れなく当館へ納入されることになる上、煩瑣な納入に係る事務も軽減されるため、納入に係る業務が相当改善されました<sup>10</sup>。

#### 五 近年の動き

昭和二四年の国立国会図書館法改正以降、我が国の納本制度は、永らく安定的に機能してきたといえます。しかし、近年になって出版物や行政制度をめぐる様々な変化に対応し、二つの点で見直しが行われました。その概要は、次のとおりです。

##### 1 平成一二年の法改正<sup>11</sup>

平成九年三月、電子出版物を納本制度の対象とし得るかを調査審議するため、館長の諮問機関として納本制度調査会が設置されました。同調査会は、平成一一年二月、パッケージ系電子出版物（媒体に情報を固定した形で頒布され、流通する電子出版物をいいます。）について納入義務の対象にすべきことを答申しました<sup>12</sup>。

##### 【参考】平成一一年納本制度調査会答申の要点

- ・ パッケージ系電子出版物を納本対象とすること
- ・ ネットワーク系電子出版物は当面納本対象とはしないこと
- ・ 利用に関する新たなルールを策定すること

10 前掲 山下『わが国の出版物の納本制度について―民間出版物の部―』三七頁以下。

11 平成二二年四月七日法律第三七号（平成二二年一〇月一日施行）。

12 納本制度調査会『答申 二一世紀を展望した我が国の納本制度の在り方―電子出版物を中心に―』（平成二二年二月二日）。注1で述べた納本制度審議会は、この納本制度調査会を改組して設置されたものです。

この答申に沿って、パッケージ系電子出版物を納入義務の対象とする国立国会図書館法の改正が行われました<sup>13</sup>。

## 2 平成一六年の法改正<sup>14</sup>

平成一六年の納本制度審議会答申（四ページ注1参照）を受けて、独立行政法人等の出版物が納入対象であることを明確にするための改正が行われました。

### ■ 納本制度による資料収集の実態 ■

それでは次に、納本制度が実際にどのように運用されているのかについて、官庁出版物（国・地方公共団体の諸機関、独立行政法人等の出版物）と民間出版物（国民一般の発行に係る出版物）とに大別して紹介します。

#### 一 官庁出版物

##### 1 資料の収集

官庁出版物は、年報等の組織の活動報告、統計、各種報告書、地方史誌などがおもなものです。白書などのように、一般書店で見かけるものもありますが、ほとんどは一般書店では手に入らないものです。

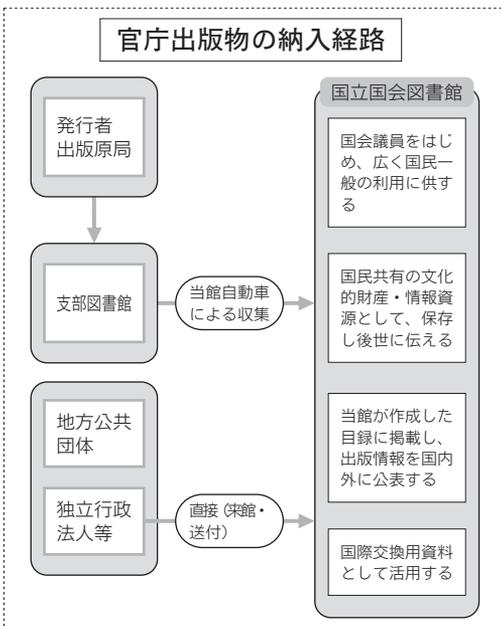
<sup>13</sup> このほか、国および地方公共団体の出版物の納入部数の見直しが行われました。

<sup>14</sup> 平成一六年二月一日法律第一四五号（平成一七年一月一日施行）。

国の諸機関（行政府省および最高裁判所）の出版物については、各機関に設置された当館の支部図書館が納入の実務に当たっています。国立国会図書館東京本館から毎週一回、担当の職員が各支部図書館を連絡自動車便で回って収集しています（写真）。



地方公共団体や独立行政法人等の出版物は、直接当館に送



付されます。一部の都道府県には、その出版物を一括納入する仕組みを作っています。

## 2 納入促進

官庁出版物の納入を促進するため、担当職員が日頃から、各機関のホームページや各種刊行物情報に当たって調査を行うほか、特に、当館において立法活動を補佐する主たる部署である調査及び立法考査局の職員から寄せられる情報などによって、随時納入の依頼を行っています。また、これは官庁出版物の場合に限りませんが、利用者からの照会メールや投書によって得られる情報も活用しています。

このほか、各地方公共団体などに対し、納本制度について説明したパンフレットを定期的に送付して、納入への一層の協力をお願いするとともに、各種会議の場や各機関への職員派遣による説明などによっても納本制度の周知に努めています。

## 二 民間出版物

### 1 資料の収集

民間出版物は、一般の書店でも見かける図書や雑誌・新聞などから、通信類と呼ばれる定期刊行の小冊子、教育・研究機関等が発行する紀要類、民間出版社が刊行する地図や地図帳、楽譜、音楽CD等の音楽資料、DVD等の映像資料、マイクロフィルム、マイクロフィッシュなど多様です。

民間出版物の納入方法における大きな特徴は、前述のように納入事務の一括代行機関があることです。現在、一括代行機関には、日本出版取次協会、地方・小出版流通センター、教科書協会の三機関がありますが、そこで取り扱われるのは図書が中心です。一番納入量の多い日本出版取次協会経由の場合、毎週月曜日と木曜日の二回納入されます。平成一七年度の一年間で合計六八、五五二冊が納入されており、これは一回平均約七〇〇冊となります。

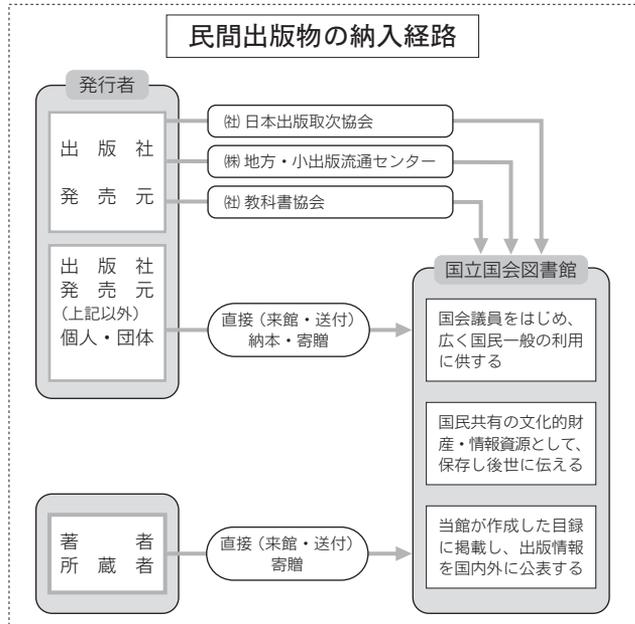
音楽資料の場合、日本レコード協会およびインディペンデント・レコード製作事業者協会の協力を得て、協会加盟各社から納入されています。また、平成一二年一〇月から納本対象となったVHSやDVD等の映像資料は、日本映像ソフト協会加盟各社のほか、各出版社などから直接送付されています。

民間出版物の納入に対しては、発行者からご寄贈いただく場合を除き、定価の半額を標準として納入出版物代償金を交付しています。この代償金の予算額は、約三億九、〇〇〇万円（平成一八年度当初）です。



一括代行機関から納入された民間出版物

2 納入促進  
 民間出版物については、市販の出版情報を五種類購入し、未収資料の納入督促などに活用しています。また、地方の民間出版物については、いくつかの県立図書館などからも情報提供を受けて、納入依頼を行っています。



国内刊行資料の受入実績 (平成17年度分)

	購入	納入 (24条)	納入 (25条)			寄贈	合計
			有償	無償	計		
和漢書 (冊)	22,119	28,843	76,008	30,138	106,146	19,249	176,357
洋書 (冊)	104	1,746	870	488	1,358	264	3,472
雑誌 (冊)	18,308	80,145	23,482	162,670	186,152	1,924	286,529
新聞 (点)	52	3,096	515	131,699	132,214	83	135,445
非図書 (点)	790	4,548	46,056	4,139	50,195	24,610	80,143

注) 「納入 (25条) 無償」は発行者 (納入義務者) による寄贈、「寄贈」は発行者 (納入義務者) 以外による寄贈。

民間出版物は発行主体、媒体ともに多様であり、その出版情報を把握することは容易ではありませんが、当館のホームページや各種刊行物での広報に加えて、外部機関の協力なども得て、納本制度の周知に努めています。平成一七年度は、日本経済団体連合会、経済同友会のご協力を得て、社史・団体史の納入につき広報活動を行いました。

### 三 納入された資料のその後

納入された資料は、当館資料としての受入作業を行い、書誌情報を作成します。これが我が国で発行された出版物の総目録としての「日本全国書誌」になります。また、オンライン蔵書目録であるNDL-OPACに掲載されて、インターネットを通じて、いつでもどこでも検索できるようになります。一方、資料は、ラベルを貼るなどの作業を経て書架に収められ、適切な保存環境のもとで保管されます。

納入された資料の多くは東京本館に所蔵されていますが、NDL-OPACを検索することで、お探しの資料が国立国会図書館の三施設（東京本館、関西館、国際子ども図書館）のどこで所蔵していて、利用可能かどうかが正確に分かります。直接来館による館内利用サービスはもとより、図書館間貸出しや各種複写サービス、レファレンス・サービスなど、来館しないで利用できる遠隔利用サービスの充実にも力を入れています。

## ■ おわりに ■

現行納本制度も創設後六〇年近くが経過し、多くの発行者から出版物を納入していただけるようになりました。それでもなお、この制度についての理解を広めていく必要があります。

発行者や出版物の数が大きく増加し、発行・流通形態も多様化している今日においては、当館が出版に関する情報を独自に調査・把握することも困難になります。

こうした状況の中で、納本制度がより有効に機能するためには、制度が国民および国会のためのものであることを十分に説明し、発行者はもちろんのこと、国民の皆様との間に、情報提供等を含む幅広い協力・連携関係を築くことが肝要であると考えています。この制度が可能にする重要な機能を十全に実現させるために、当館は最大限の努力を続けてまいります。

今後とも、納本制度へのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

\*納本制度については、当館ホームページにも関連記事が掲載されています。

<<http://www.ndl.go.jp/aboutus/deposit.html>>

(収集部収集企画課・国内資料課)

## 「史料にみる日本の近代―開国から講和まで一〇〇年の軌跡―」を監修して

佐々木 隆

このたび提供を開始した電子展示会「史料にみる日本の近代―開国から講和まで一〇〇年の軌跡―」は、憲政資料室が所蔵・保管する原史料の中から、日本近代政治史の画期や特色をとらえた史料、あるいはダイナミックな動きをとらえた史料を選び出し、開国から講和に至る一〇〇年間の政治の流れを分かりやすく概観し、さらには臨場感をもって理解していただくこうとするものである。

これまで当館を含めて日本近代史や近代史上の人物について様々な展覧会・展示会が催されて来たが、来観者と史料の接触は来観の短い時間に限られ、次のブースや他の来観者との兼合いもあって、腰を据えてじっくり凝視するというわけにはいかなかった。図録を購入して画像を手元に残そうとしても、すべてが採録されているとは限らず、解説の字数も少ないのが常であった（そもそも図録が必ず頒布されているわけでもなかった）。また、展覧会・展示会は開催地が局限されており、全国を巡るようなものはメディア・ミックス型のものだけというのが現状である。開催地から離れた場所に住む者にとってはアクセスは容易ではなかった。

今回の企画では、インターネットに依拠する電子展示会という形態を採用することによって、こうした難点の多くを解消ないしは軽減させることができた。史料をスライド・ショーや連続クリックで「流し見」「通し見」することもできるし、付属の年表を利用して興味のある史料を「幕見」することもできる。そこには館内の混雑も会場への距離も関係なく、じっくりと味わうことができるはずである。特に気に入ったものはプリント・アウトして図録に代えることも出来る。解説は図録の類よりかなり詳しく、可能な限り新見も盛り込まれている。

画像には標準画像と拡大画像が収められているが、原史料が草書体で書かれているもの、初心者が見て読みづらいものには読解がテキストで併録してある。英文の史料には和訳が添えてあるので、外交関係や占領期関係のものも取りつきやすくなっている。請求記号も入っているのも、関心が深まれば来館して閲覧するのも容易だ。因みに原史料の連続ではとかく飽きが来るので、所々に「ツカミ」としてのコラムが織り込まれている。

この電子展示会は単なる貴重史料・重要史料の展覧会に

## 史料にみる日本の近代

開国から講和まで100年の軌跡

はじめに

第1章 立憲国家への始動

第2章 明治国家の展開

大日本帝国憲法の制定

帝国議会の開設

議院政治の展開

明治期の対外関係

第3章 大正デモクラシー

第4章 立憲政治の危機

第5章 新日本の建設

コラム

歴史史料とは何か

歴史史料はこう使う

スライドショー

年表

掲載資料一覧

参考文献

リンク集

ご利用について

サイトマップ

### 第2章 明治国家の展開

ホーム > 第2章 明治国家の展開 > 大日本帝国憲法の制定 > 憲法制定へ

#### 大日本帝国憲法の制定

##### ■ 2-7 憲法制定へ

憲法構想は官民を問わず明治初期から存在したが、直接明治憲法に結実する草案の作成は、明治19(1886)年頃から始まっている。井上毅やロエスレル(Karl Friedrich Hermann Roessler)の憲法草案を基に、明治20(1887)年の6月から6月にかけて、伊藤博文、伊東巳代治、金子堅太郎によって憲法草案が作成されたが、これは伊藤の別荘にある神楽川(興夏島)で審議されたため、今日「夏島草案」と呼ばれている。

憲法の推敲も最終段階に入った明治21年3月に至り、各条の検討結果を反映させ、改めて浄写した草案が作成された。表紙には「博文」の署名があり、伊藤はこの原案を根柢院に持参の上、鉛筆で修正部分を書き入れたといわれている。



議院 根柢院会議之図 根柢院  
議院明治21年10月「憲法資料  
集」複製文書J1193

#### 夏島草案



【明治20年8月】  
伊東巳代治関係文書 8  
国立国会図書館蔵

[標準画像](#) [拡大画像](#)

#### [大日本帝国憲法(浄写三月案)]



【明治21年2月】  
伊藤博文関係文書 書類の部 233  
国立国会図書館蔵

[標準画像](#) [拡大画像](#)

◀ 前へ ▲ ページ先頭 ▶ 次へ(大同国結運動)

Copyright © 2006 National Diet Library, Japan. All Rights Reserved.

止まらない。近代史に関心を持ち、史料をより深く理解したい人、読みこなしたい人、より詳しく知りたい人のために様々な試みが施されている。史料についての総説「歴史史料とは何か」には史料批判、日記史料・書翰史料に関する概説が収められ、史料の特性や限界、裏話などが描かれている。「歴史史料はこう使う」はロンドン条約問題に関

する書翰史料をもとに、史料操作・史料批判の実際をリアルに(大学のゼミ指導風に)伝授している。「年表」や「掲載資料一覧」は目あての史料にジャンプする索引としても使え、「リンク集」は近代史をより究めたい人のために関連の史料館・研究機関などのサイトが紹介されている。この電子展示会の本当の目玉は日本の近代史の脈動を生々しく伝える個々の史料の面白さであり、楽しさである。実をいえば、これまでに触れて来た新しい試みはそれを活かすための手立てに過ぎない。だが、それらは電子技術、通信手段の飛躍的な進歩によって初めて可能になったものも少なくない。古酒ならぬ史料を新しい皮袋に収めて芳醇な美酒を醸し広めて行きたいものである。

(ささき たかし 主題  
情報部客員調査員 聖心  
女子大学教授)

国立国会図書館の行政・司法各部門図書館のネットワークである支部図書館制度の運営の参考とするため、平成一八年三月から四月にかけて米国ワシントンDCを訪問、いくつかの省庁と最高裁判所の図書館、また米国議会図書館において聞き取り調査を行った。

支部図書館制度は東京本館と関西館を中心とする国立国会図書館中央館と各府省庁および最高裁判所に設置された支部図書館により形成されるネットワークで、支部図書館長は国立国会図書館長が（行政・司法各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によって）任命し、中央館は各支部図書館に対し図書館サービスを提供するほか、各種の研修を実施するなど支部図書館の業務を支援し、ネットワーク全体の運営のために様々な活動を行っている。官庁出版物の納本、府省庁間の刊行物の交換、資料の相互貸借などの幅広い活動もこのネットワークのもとで可能となっている（詳細については本誌五四五（二〇〇六年八月）号参照）。世界の国立図書館に例を見ないといわれるユニークな仕組みであり、昭和二三年の制度創設以降、我が国の情報資源を効率的に構築・活用することに貢献してきた。この支部図書館制度は戦後、米国図書館使節（米国議会

図書館副館長クラブ、元米国図書館協会会長ブラウンの両氏。肩書はいずれも当時）の助言、勧告を基礎に国立国会図書館の設置とほぼ時を同じくして創設されたものであるが、その米国でも同様の制度が導入されることはなかった。当館が中央館として行政・司法部門各支部図書館のサービス・運営に果たしているような役割は米国議会図書館には想定されていない。さらには納本制度のもとで、国立国会図書館が支部図書館を通して政府諸部門の刊行物を手入し、立法院、また広く国民へと提供することも我が国独特のシステムである。「米国においても官庁図書館の相互連携がいかに合理的であり至便であるかが周知されているにもかかわらず、過去の歴史的な事情から容易にその実現を見ないという実情にかんがみ、テスト・ケースとして日本における新しい図書館計画にその理想像を盛りこもうとした」といわれるところである（支部図書館館友会編集発行『国立国会図書館支部図書館外史』（昭和四五年八月）二ページ）。

このように、日本と米国とでは制度も異なり、相違点も目立ったが、今回訪問した米国の各政府図書館においては日本と同じような問題に直面しながら様々な方法で対処し

ていることを見聞し大いに参考になった。

今回訪問したのは省レベルの連邦政府図書館であったが、それらの歴史、規模、利用者、業務範囲、また議会図書館や他の政府図書館との関係等は様々であった。厳しい連邦政府財政と電子化の進展という状況下で図書館の存在意義が問われており、訪問直前の二月には環境保護庁の図書館が廃止されたばかりということであった。その一方で例えば司法省図書館のように「予算は大幅に増えるということはないけれども、十分にある」と言い、省内において必要不可欠な役割を果たしていると認識され、活発な活動を展開している図書館もある。

また、今回は訪問しなかったが、厚生省国立衛生研究所に所属する国立医学図書館、農務省に所属する国立農業図書館は政府図書館の枠を超えた大規模「国立」図書館であり、政府および国全体に大きな貢献をしているという高い評価を受けているという。こうした事情については特に米国会図書館のFLICC/FEDLINK(FLICCはFederal Library and Information Center Committee連邦図書館情報センター委員会の略・後述二二ページ)で聞くことができた。FLICC/FEDLINKは連絡会議体としての側面は確かにあるが、実質的な機能と役割は「連邦調達庁の図書館版」ということで、希望する政府図書館のために手数料をとって、資料や各種サービスの購入を行っている。

以下、今回訪問した各図書館の概要を紹介する。なお、

一般的に米国連邦政府図書館という場合にはワシントンDCおよびその周辺の省庁レベルの図書館だけでなく、地方出先機関、世界各地に存在する軍や大使館の図書館等も含まれることからその数も千数百から数え方によっては二千を超えるようである。

### 教育省図書館（国立教育図書館）

教育省図書館は一九九四年以降国立教育図書館として機能しており、現在では教育省教育科学研究所の下に置かれている。教育関係の研究自体を例えば医学研究のような科学にすることが志向されており、そうした調査研究に奉仕する研究図書館をめざしている。教育科学研究所は自らがリサーチするというより外部へ研究補助金を出すのが業務であり、図書館はこの補助金審査に当たる職員を主としてサポートする。研究報告書等の補助金による成果物は自動的に図書館に入っていないが、集める努力をしている。

職員数は一〇数名、図書資料だけで六万冊以上所蔵ということ、かなりこじんまりした印象である。来館利用者は月六〇名程度、ほとんどは省職員である。国民への公開を原則としているが現場の教師の利用はほとんどなく、ハイレベルな研究者がある程度利用するということであった。電話レファレンスはかなりあるが基本的な統計類を参照すればすむ場合がほとんどである。

相互貸借は主に世界的な図書館ネットワークの一つであるOCLCの総合目録World Catを通して行っており、

その他の業務上でも他の連邦政府図書館とよりは、むしろ教育関係機関との間でのやりとりが多い。議会図書館は相互貸借には不便が多くほとんど利用しないが、FLICC / FEDLINKの研修サービス等は利用している。

図書館長や会計担当者等は連邦政府職員だが、司書(図書館情報学修士保持者)の大半は外部委託業者の社員である。財政上の理由から始まったアウトソーシングであるが、以前は司書資格のない政府職員が人事異動で来てすぐにもた異動していたのに比べ専門性は増したという話である。

教育関係データベースERICは現在では外部委託しており、委託業者は図書館の管理下にある。教育省刊行資料は省内出版局ED Pubsで刊行される。ED Pubsは、以前は図書館の一部に位置付けられていたが、いまは別部門にあり外部委託されている。

所蔵資料のデジタル化等の保存措置はしておらず、傷んだ紙資料はそのまま置かれていた。

### 国務省図書館

一七八九年設置の最も古い連邦政府図書館であり、初代国務長官トーマス・ジェファソンが発展させた伝統ある図書館である。職員は連邦政府職員が二〇数名、契約スタッフが三名である。

図書館の主要な利用者は、ワシントンDC地域だけでなく各所に分かれ計八、〇〇〇名いる省職員である。

以前来館利用はほとんどなかったが、ここ数年イントラ

ネットで図書館を広報した結果急増し、現在では月に一、五〇〇名程度来館する。

イントラネットでは省職員が自分のデスクトップで図書館の目録を検索できるだけでなく、図書館が契約している電子ジャーナル等を利用できる。

しかし、中高年層を中心に紙資料を好む人は多い。レファレンスは電子メール、電話も受けており、月に二〇〇から四〇〇件程度。近年国務省の

新任職員研修の一環として図書館利用研修をはじめたことも図書館の存在を知ってもらうのに役立っている。また、図書館内で小展示を行うこともある。

図書館の利用目的は様々で特に決まった顧客はいないが、地図室で議会質問に備える等、外交史編纂室職員の利用が多い。一般の研究者も図書館を利用できることになっているが、セキュリティの関係で職員が常に付き添わなくてはいけないので実際には手が回らない。

省内の法律図書館が昨年一〇月にメイソライブラリーの傘下に入り、いままです法務担当者しか使えなかったものが全職員に公開された。またワシントンDC周辺に国務省職員研修センター図書館があり、組織は別だが実務上の関係



クライン国務省図書館長(右)と

は深い。また、各国にあるアメリカンセンター資料室は九〇年代に予算の関係で縮小し大使館内に移るものが目立った。その後この動きは一時落ちついたが、現在セキュリティの関係で再び同様の傾向が見られる。

国務省内各部署の資料を購入するにあたって予算は各部署に計上されているものを使い、購入実務は図書館が行うということが、特に定期購読の雑誌、新聞についてかなり程度なされてきた。現在は各職員がクレジットカードで資料購入できることになったので、図書館による購入実務代行の必要性は減った。七〇年代までは世界各地の大使館の資料を廃棄前に国務省図書館に送付するシステムがあったという。

相互貸借はOCLCを通して行っており、ワシントンDC周辺の大学や公共図書館と行うことが多い。議会図書館は時間がかかるので通常利用しない。連邦政府図書館も距離が近いものやFLICC/FEDLINKの理事会や各種セミナーで知り合った人のつながりのある図書館を利用している。データベース購入等に関しコンソーシアムを利用することはなく、連邦政府図書館はそれぞれが特別な専門図書館なので難しいと考えている。

図書館では省内の刊行物全体の把握は難しい。国務省の出版物は大半が省内出版局で刊行され、数は少ないが主要なもので、米政府印刷局で印刷、他の寄託図書館向けに流通するものがある。今回訪問したほかの連邦政府図書館同様、国務省図書館は政府印刷局から選択的に寄託を受け

ている。

図書館閲覧室に続いて書庫があり、建物三階分（書庫四層）にわたっている。たびたびスペース削減の話が持ち上がるが、書庫に設置された書架が建物を支える構造の一部として組み込まれているため動かし方がない。デジタル化等の予算は全くなく、劣化しつつある資料もそのままである。

### 最高裁判所図書館

現在の最高裁判所の建物は一九三五年完成で、現在数年をかけて改修を進めている。壁面に彫刻がほどこされ、絵画が並ぶ重厚な閲覧室を有する図書館も工事中であり、図書館サービスは継続しているが、職員事務室の一部は仮のオフィスに移転している。最高裁判所の三階部分等を図書館が占めており、図書だけでも六〇万冊所蔵。オンラインやマイクロフィルム資料との重複も多いが、紙資料を要求される場合が多々あるので最高裁判所の建物内外に分けて、それぞれ保管している。

図書館の職員は約三〇名で基本的に連邦職員であり、収集、目録、閲覧、レファレンス等の担当のほか、システム担当者、特別プロジェクトとして資料の保存担当（作業は外部業者へ送付）も置かれている。

最高裁判所職員四三〇名中、約七五名に利用は集中している。九名の判事と法律事務官、裁判所書記官等であり、彼らが文字通りの顧客である。図書館職員は彼らと特別・

密接な関係を築きながらいわば共同で仕事をしている。「ある本が必要と言われたらその場で本屋まで走る」という。一般市民も来館利用ができるが、閲覧室から離れた専用の小さい受付で応対し、その脇の事務スペースで複写等をする仕組みである。

図書館の蔵書はOCLCでも公開されており、相互貸借も行っているが、実際には歴史的に関係が深く、距離的に近い議会図書館からの借出しに大きく依存している。レファレンスは電話や電子メールでも受けており、レファレンスの受理処理はシステム化されている。件数は年間二十件弱。専門的なものから簡易なものまで内容は様々である。

図書館では所蔵目録をイントラネットで提供するとともに、現在最高裁判所で係争中の事件の概要をデータベース化したもの、またオンラインデータベース等も提供している。オンラインデータベース等の購入についてはFLIC／FEDLINK等を積極的に利用し、コンソーシアムを組んで低価格化をはかっている。

### 司法省図書館

自他ともに認める最も充実した連邦政府図書館のひとつである。五階にある図書館入口に入ったホールは歴史的遺産として指定され、全く手を加えることができない。昔の目録カードケースもそのまま置いてある。筆者が訪問した時にはちょうど、ベンジャミン・フランクリンの展示会を図書館前の展示ケースで催していた。スタッフ約六〇名の



司法省図書館

うち四〇名が連邦政府職員、残り二〇名が外部委託業者の社員。業者スタッフには例外的に司書もいるが基本的に専門性は求められていない。

司法省職員に奉仕するのが任務であり、司法長官室、法務局長室、そして六つある訴訟担当室の職員がおもな顧客である。司法省は対連邦政府の訴訟の主体となるので、その訴訟関係に奉仕するのである。省内外エコノミストや予算担当等総務部門の職員の利用もあつた。他省庁職員の利用については業務上ゆとりがあれば受けるというスタンスである。

以前は一般市民にも開かれていたが、セキュリティの関係で現在は受け入れていない。実際、司法省の出入りチェックは他省庁にまして厳重なものであつた。

幾つかある分館、司法省全体、さらに全米各地の連邦検事局の資料収集業務もこの図書館で行っている。遠隔地の場合、資料は直接送られる。

相互貸借にOCLCも利用するが、可能な限りワシントンDC内の機関とやりとりするようにし、DC内であれば

瞬時に資料を取りに行く担当者がいる。議会図書館から借りるケースがたいへん多く、議会図書館のサービスは迅速で便利だと感じている。他の連邦政府図書館や大学図書館との貸借も多く、一般市民への還元の意味合いで民間の法律事務所にも貸出しをする。司法省図書館は英語以外の資料を基本的に収集しておらず、特に外国関係等のレファレンスは議会図書館の法律図書館に有料で依頼している。レファレンスは年に二万件で、来館するより電子メールや電話レファレンスが多い。

イントラネットにヴァーチャル・ライブラリーを構築し、職員は分館を含む図書館の目録を検索できるだけでなく、レファレンスや相互貸借の申込み、オンラインデータベース、電子ジャーナルの検索等を行える。一方、紙資料を好む人は多く、紙資料の重要性は減らない。電子ジャーナルの購入に関しては似たような省庁（連邦捜査局や麻薬取締局等）とコンソーシアムを作って購入している。FLICC/FEDLINKも利用する。様々な研修プログラムを省職員やインタラクション向けに一〇年ほど前から提供しておりこうした情報もイントラネット上に掲載されている。なお、司法省図書館職員はFLICC/FEDLINKの研修プログラムをよく利用しているという。

特筆すべきサービスとして「立法経過」の作成・提供がある。米国では、訴訟その他の法解釈の場で「立法経過」が参照されることが多い。以前から紙で編集されており、現在は蓄積されたもののデジタル化を進めている。

司法省図書館は九か所にある分館を減らす方向で動いており、またメインライブラリーにある資料修復室の業務は将来外部委託される話が出ている。

司法省の刊行物は政府印刷局や外部業者により印刷されており、省内出版局はない。図書館で省刊行物すべてを把握することは不可能であり、また役割とは考えられていない。省内に図書館とは別途アーキビスト一名がいて司法省の刊行物を集積、やがては国立公文書館に送付する役割を担っている。国立公文書館が政府刊行物の保管所であり、各省庁が別途保管する必要はないと考えられている。

### 労働省図書館

労働省図書館には法律図書館が組織上およびスペース上その一部という形で置かれている。この労働関係法分野の法律専門図書館が労働省図書館のなかでかなりの比重を占め、利用者も多い。法律図書館は労働省内の法務室職員に奉仕することを任務とするが、連邦雇用機会均等委員会等他の連邦労働関係機関職員も頻繁に利用する。民間の弁護士事務所も利用できる。特に立法経緯の調査が多く、法律図書館の司書も関係のレファレンスに備えている。法令関係オンラインデータベースも導入しているが、すべてが網羅されているわけではなく、紙資料の需要は多い。

法律図書館以外の部分も一般市民への公開はあくまで限定的に行っている。省職員の利用も来館する者は少ない。電話や電子メールでのレファレンスも受けており、労働統

計関係のレファレンスが多い。相互貸借についてはOCLCを利用し、議会図書館や各種研究図書館との貸借を行っている。また、外国からの依頼にも対応している。ワシントンDC内の他の連邦政府図書館との相互貸借はほとんどないが、労働省職員が直接行って利用すればよいのでその必要はないと考えられている。

労働省図書館で働いている一〇数名のスタッフはすべて外部委託業者の社員である。これは一五年程前に導入されたもので図書館の統括にあたっているプロジェクトマネージャーもこの外部業者社員である。連邦政府職員としては委託業者との調整官が一名いるが図書館には常駐していない。数年ごとに業者を入れ替えなければならず、最近委託業者が変わった。労働省図書館スタッフは新業者に全員移る形になり、人的な継続性は保たれている。外部業者を使う意味は、特に労働省の場合は雇用機会の確保という視点もあるという。レファレンス、収集、目録、特別コレクション、PC関係(ホームページ、オンラインカタログ)等々すべてこの業者スタッフによって行われている。目録は一九七五年以前分が現在遡及入力中で、入力済みの目録はインターネットで公開している。

労働省刊行物を網羅して所蔵しているわけではないが、できるだけ各部局から入手するように注意を払っている。刊行物は政府印刷局や外部業者で印刷されるが、最近ではデジタルのものも多い。資料保存のための対策は特に行ってはいない。

婦人月間等、毎月のテーマに沿った小展示を図書館内の展示ケースで行い、同時に同じテーマに関するインターネットサイト紹介パンフレットを作成している。

### FLICC/FEDLINK (米国議会図書館内)

米国議会図書館アダムス館二階にFLICC/FEDLINKの事務室、研修室と会議室がある。FLICC/FEDLINKは完全に独立採算であり、四〇名のスタッフもFLICC/FEDLINKのあげる収益で雇用されている。

FLICCは一九六五年創設で四つの国立図書館(議会図書館、国立医学図書館、国立農業図書館、国立教育図書館)の長と連邦中央省庁、最高裁判所その他の代表者からなり、議長は議会図書館長が務める。FLICCの任務は異なる省庁間の協力を通じ、連邦政府図書館と情報サービスの向上をはかり、FEDLINKへの指針を与えることであるとされる。FEDLINKはFLICCのビジネス部分であり、連邦政府図書館、情報センターに対し購入、リソースシェアリング、研修コンソーシアムの側面で奉仕している。各機関にかわって契約にかかる交渉を行い、その結果、図書館職員や会計担当者はオンラインサービスや図書・雑誌・CD-ROM、その他資料保存等を含む図書館サービスを購入する時間と手間、予算を節約することができ、また連邦政府機関全体の購買力が高まるという発想で、手数料をとって行う。

こうしたFLICC/FEDLINKの役割は連邦調達庁等と競合関係にあり、また最近の調査で顧客はFLICC/FEDLINKの手料を高いと感じているという結果が出たところである。現在今後の事業展開の方向性を検討中であり、手数料以外に収入源を確保することも視野に入れている。収益をあげられなければ職員を減らすことにならざるをえない。

FLICC/FEDLINKの提供するサービスの中でも研修は各連邦政府図書館で評価を得ていたが、こうした研修についても大半は研修提供会社との価格の仲介が役割である。基本的に有料の研修であり、通常研修職員が所属する連邦政府機関が支払う。研修科目はあらゆる分野にわたり、常時並行して数個のプログラムが実施されている。

連邦政府図書館職員のなかには司書でない人も多く、初級者向け基礎研修もあれば、専門的なものや管理職者研修もある。世界各国にある大使館や軍の図書館からは遠隔研修や二四時間研修の強化を要望されている。将来は学位授与するプログラムを提供したいと考えている。

今年二月、二〇〇七年から二〇一一年までのFLICC/FEDLINKビジネスプランに関して、顧客ニーズ等調査を行い、その結果が三月に公表された。既存の事業については会計手続の改善、遠隔研修、コンソーシアム等のサービスの拡充を望む声が多かった。この一方で、FLICC/FEDLINKのさらなる展開を望む意見もあった。連邦政府図書館は現在の政府財政危機のなかで最初に削減

の対象となる傾向がある。こうした厳しい状況下でのコンサルティング・サービスの要望や、さらに進んだ役割、連邦政府図書館の閉鎖、外注化の中でFLICC/FEDLINKに政府図書館の重要性についての唱道者になって欲しいという期待が寄せられている。

現在、国立国会図書館では新たな中央館と支部図書館の連携のあり方に関する基本計画の策定へ向けて検討を進めている。この度の米国連邦政府図書館の調査結果もその中で生かすことができると考えている。政府図書館の場合自省職員がおもな顧客ということになるが、図書館の性格によっては全職員が顧客ということもあれば、また研究系職員（研究図書館）、法務関係職員（法律図書館）がおもなターゲットということもある。さらに、我が国の支部図書館制度のもとでは他府省庁職員も利用者であり、さらに国民へのサービスを行う支部図書館もある。

政府図書館は自らの図書館の性格付け、主要な顧客を再認識、明確化しつつ、顧客ニーズの把握、組織内広報強化を基礎に図書館サービスの向上を図っていくことが今後さらに求められよう。これについて、国立国会図書館中央館は、支部図書館ネットワークの効果的運営と行政・司法各部門へのより高度な図書館サービス提供に努めるとともに、個々の支部図書館の運営、サービス向上の取り組みについても様々な面からサポートしていきたいと考えている。

(ローラー ミカ 総務部支部図書館・協力課課長補佐)

国立国会図書館について、あなたは次のうちいくつご存知ですか？①国会に属している。②日本で最大規模の蔵書を持つ図書館である。③国内の出版物を網羅的に集める納本制度をもつ。④集めた資料は、目録を作成し大切に保存している。⑤東京本館、関西館、国際子ども図書館の三つの施設がある。⑥国会の活動を補佐するためのサービスを提供している。⑦行政機関や裁判所、国民に対してサービスを提供している。⑧近隣の図書館で資料を取り寄せ閲覧することができる。⑨インターネットで目録の検索や原資料の閲覧などができる。⑩国の中央図書館として国内外の図書館との連携・協力活動を行っている。

総務課広報係は、館の広報の総括を担当しています。「広報」という短い一言には、館の役割や任務を外部に理解していただくこと、利用者へのサービス案内、展示会などのイベントのお知らせのほか、取材対応など、幅広い業務が含まれます。それぞれに対象や必要な表現方法が異なるため、個別に作戦を立てねばなりません。たとえばイベントや新しい事業をお知らせする場合、まず担当者に知恵を出してもらい



ます。その後我々が、「目玉は何?」「知らせたい相手は?」「どんな媒体が効果的?」など、外の眼になりきって、担当者と一緒に広報案を考えっていきます。このやりとりは、影の仕事ではありますが重要です。広報の効果はほとんどここで決まるといえます。担当者によってはとも手のこんだ資料や面白い裏話を準備していることもあり、気合が入ります。

一方で、時にはマスコミから業務の効率性やサービス内容について厳しい指摘を伴った取材を受けることもあります。館の業務を一つ一つ説明し、ご理解いただけるときには心からほっとします。テレビの撮影では、五分間の映像に丸一日かかることも。

ここで冒頭の質問に戻りましょう。これらはすべて、過去一年間に外部の方から「知りませんでした」と言われたことです。この『月報』の読者には当たり前のことばかりかもしれませんが、世の中にはまだまだ知られていないことを日々痛感しています。国立国会図書館の様々な側面がより多くの人に知られ、その機能を存分に活用していただけることが、広報担当者の一番の願いです。(総務課広報係 一〇〇一)

常設展示のお知らせ

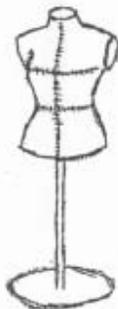
再展示 第一四回 洋裁の歴史

平成一八年一月二六日(木)から  
二月一九日(火)まで

於 本館二階第一閲覧室前(東京本館)

国立国会図書館では、平成二年から、常設展示を通じて様々な資料をご紹介します。第一〇七回以降の展示については、ホームページのギャラリー内において、資料一覧や解説文を掲載しています。

このホームページで、これまで最もアクセス数が多い第一四回常設展示「洋裁の歴史」(<http://www.ndl.go.jp/jp/gallery/permanent/jousetsu14.html>)を、今回再構成し、展示します。



その時々々のファッション事情をうかがわせる資料の数々をお楽しみください。

## 本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介いたします。

### 自衛隊施設内の歴史的建造物

明治・大正編 防衛施設技術協会編

(〒110-0016 東京都台東区台東一―三―一五)

二〇〇五・三・一〇三頁 A4

(KA272H8)

明治政府は様々なものの近代化・西洋化を推し進め、欧米列強に肩を並べようとした。いわゆる富国強兵などの政策である。本書は、近代化の息吹を今に伝える、自衛隊施設内に保存、または、利用されている明治時代から大正時代にかけて建設された歴史的建造物二七例を紹介し、「専門家以外の方々」に歴史的建造物に興味を持ったための「手引書」として

刊行されたものである。

紙面のうち、ほとんどをカラー写真が占め、概説は四分の一程度という構成になっている。概説には「私感や私的評価を避け、客観的な事実のみ記述し」とある。これとは別に、名称、建築年代、設計者、施工者、構造、現在および当初の用途が付されているが、設計者、施工者については不明とされているものが多い。

本書に取り上げられた施設はすべて旧帝國軍の施設として作られたものであり、時代別にみると、明治時代二〇例、大正時代七例となっている。最も古いものは、明治七年に兵舎として建築された新潟県の新発田駐屯地にある白壁資料館である。地域別に見ると東北から九州まで、北海道と沖縄を除くほぼ全国に及ぶが、広島県は旧海軍の要地であったため、江田島から五例、呉から二例と多数紹介されている。

江田島の旧海軍兵学校のために明治二一年から三七年に建設された三例は、レンガ造りの外観で目を引く。当館の近くで現在見られる建築では、法務省本館(旧司法省)が明治二八年、日本銀行本店が同二九年で同時代のものである。特に法務省本館は、意匠が異な

るとはいえ同じレンガ造りの外観のため、似た雰囲気をもたらしているように感じられる。

また、一番古い明治七年建設の白壁資料館と同時代の建築物は、明治六年の第一国立銀行や、明治一年の鹿鳴館であるが、共に現存してはいない。あとがきにあるように「モノを大切に使う組織」というのもうなずける。

紹介された建物は、現在もなお、当初とほぼ同じ用途で使用されているものも少なくない一方で、現在では資料館や記念館等として使用されているものもある。しかし、見学できるのかどうかは本書では不明である。刊行時点の情報であっても、住所や簡単に見学できるのか否かの記載がない点は残念だ。

なお、本書の続編として昭和編が平成一八年に刊行された。

(牛島靖欧)





## 上海新華書店旧蔵書遡及入力の終了について

### 関西館資料部アジア情報課



#### はじめに

平成一三年度に開始した上海新華書店旧蔵書の遡及入力が一七年度末で一部を除きすべて終了した。一四万三三八件一五万八〇三冊について、遡及入力データをアジア言語OPACに搭載し、資料の検索と利用が可能になった。一五万冊のデータ数はアジア言語OPAC搭載の関西館アジア情報課所管中国語図書全体の約七割を占めている(四六ページ「関西館の資料紹介」参照)。

このコレクションは、平成八年度から九年度にかけて購入したもので、上海新華書店が保管していた中国書の見本約一七万冊からなる。一九三〇年代から九〇年代初めまでの上海を中心とする華東地区の出版物を多く含み、内容は、文芸書、マルクス・エンゲルス、レーニン、毛沢東などの著作集、啓蒙書、実用書、古典、連環画など多岐にわたる。上海新華書店とその沿革、コレクションの蔵書構成については、すでに本誌第五〇四号(二〇〇三年三月)で紹介しているので、ここでは遡及入力の作業工程、入力データ項目、利用提供について述べたい。

#### 作業工程

遡及入力を開始した平成一三年度は、約一万五千冊を整理したが、初年度ということで、まずは資料の状態により

入力の優先順位を決めることにした。資料はダンボール箱で二、三七箱あり、箱には暫置されていた倉庫の場所により大阪No.一〇九五七、横浜No.一〇一八〇の箱番号が付されている。購入と同時に納品された電子データとその打出リストには、簡易な書誌と箱ごとの通し番号が記載されており、この箱番号が現物(資料)とデータを照合する際の手がかりとなる。作業はまず箱から取り出した資料をリストと照合し、整理可能なもの、破損本、綫装本、洋書、逐次刊行物、児童書、現物はあるがデータがないもの、データはあるが現物がないものに分けることから始めた。

資料の保存状態は同じ箱の中でもさまざまだったが、ここではまず整理可能なものを多く含む箱を優先して抽出することにした。保管場所は空調の行き届かない東京本館地下一階の倉庫で、二千箱を収容するには狭く、積み上げたダンボール箱を開梱しては積み直す作業を、選定作業中は何度も繰り返すことになった。

翌一四年度は約三万冊を準備し、これを整理した。この年は一〇月に関西館開館を控えていたので、東京本館から関西館に資料を移送し、また同時に、多言語対応図書館システムのアジア言語OPACを導入した。別途カード目録から遡及入力していた既存の中国語・朝鮮語資料の書誌デー

夕に、前年度入力した上海新華書店旧蔵書約一万五千冊の書誌データを加えアジア言語OPACに搭載し、インターネットでの検索を可能にした。アジア情報室開室と同時にアジア言語OPACの利用提供を開始した。

その後、前年度整理分の書誌データをアジア言語OPACに搭載するとともに、別途一五年度は約四万冊、一六年度は約五万五千冊を整理、そして一七年度に保存状態の良くない資料を補修、または保存箱に入れる作業をした上で、それら約一万冊を整理し、データを搭載した。

#### 入力データ項目

データ入力には外部委託により、当館が提供する電子的な簡易書誌データを元に、現物と照合し、データの修正および新規作成を行った。データ項目は〈タイトルおよび責任表示〉〈本タイトルのピンイン読み〉〈巻次・年次〉〈出版地〉〈出版者〉〈出版年〉〈ページ数〉〈大きさ〉〈叢書名〉〈請求記号〉の一〇項目である。

タイトルの読みについては〈本タイトルのピンイン読み〉のみを付与している。当館の他の中国語書誌データに必須である「日本語読み」はなく、また「日本語読み」の分ちを反映した漢字の分ち(漢字形キーワードの切り分け)もしていない。漢字形キーワードの生成はシステムの自動付与によるため単語単位で区切られていないことが多い。

〈請求記号〉の「XP」は「上海新華書店旧蔵書」を表す当館の分類記号で、続くA/Dは大きさを表している。

Aは小型(縦二〇cm未満)、Bは中型(縦二〇cm以上二七

cm未満)、Cは大型(縦二七cm以上三三cm未満)、Dは規格外(縦三二cm以上または横二四cm以上の資料)である。

主題分析はしておらず、また、著者名典拠についても作成していないため、前述のキーワードの問題もあわせ、アクセスポイントは他の中国語書誌データに比べて少なくともっており、検索には注意を要する。

#### 利用提供

請求記号「XP」が付与された上海新華書店旧蔵書については、関西館アジア情報室で利用できる。東京での取り寄せ利用も可能であるが、一部、破損・劣化が激しく移送に耐えないため取り寄せに応じられない資料もある。

一七万冊の残り約二万冊には、綾装本約四千冊、逐次刊行物約五千冊、中国語以外の図書約六百冊のほかに、児童書約八千冊が含まれており、今後の作業を予定している。

このうち児童書については、すでに約二千冊を国際子ども図書館に移管し、同館で整理を終え、利用に供している。書誌データはアジア言語OPACに搭載され、検索できる。残り約六千冊について近日中の移管を予定している。

#### おわりに

簡易な書誌データで検索のヒット率は低いはずであるが、ことのほか利用が多く、関西館ひいては当館全体で所蔵する中国語資料をよく補っている。さらに、当時の出版状況を知る上で貴重な資料群と思われ、分野別統計など内容の調査分析を行うことで、新たな利用価値発見が期待される。

(文責 関西館資料部アジア情報課課長補佐 鍋田 潤)

# 10月からの新サービス

## 東京本館における電子情報提供サービスの改善について

近年、新聞などの一次情報および各種索引などの二次情報を含め、検索機能にすぐれた調査・研究に有用なCD/DVD-ROMなどが数多く出版される一方で、これまで主として紙媒体の逐次刊行物に掲載されてきた学術論文や抄録・索引情報の発信形態を電子ジャーナル等に移行する動きが進んでいます。さらに、インターネット上の各種情報の重要性がますます増大するなど、図書館を取り巻く電子情報環境は大きく変化し、進展を遂げています。

東京本館では、これまで特定の専門室においてこれらの電子情報等の閲覧およびプリントアウトサービスを提供してきましたが、来館利用者の皆様による調査研究に電子情報をより効果的に活用していただけるよう、次のとおり、平成一八年一〇月二三日(月)から電子情報提供サービスを改善します。

### ① コンテンツの充実等

提供するコンテンツの充実を図ります。また、これまで特定の専門室のみで提供していたCD/DVD-ROM、電子ジャーナルおよび当館作成の電子コンテンツ等につい

て、今後は複数の専門室においてご利用になれます。

### ② プリントアウトサービスの充実

CD/DVD-ROM等のプリントアウトサービスについて、対象資料を大幅に拡大します。

あわせてプリントアウトに係るサービスメニューの充実を図り、カラー製品の提供を開始するほか、料金の見直しを行います(三〇ページ参照)。

なお、プリントアウト枚数は、納本資料については従来どおり一資料につきA四判二〇枚まで、その他の資料については契約上の制限のあるものを除き一回につき百枚までとなります。

### ③ インターネット情報へのアクセス

館内の専門室において調査研究に有用なインターネット情報へのアクセスができるようになります。(プリントアウトはできません。)

ご利用になれるコンテンツやサービスの詳細につきましては、当館ホームページ「電子情報提供サービス」(<http://www.ndl.go.jp/service/tokyo/data.html>)をご参照下さい。また、端末の操作方法等、実際の利用に当たってはお気軽に各専門室のカウンターにご相談ください。

(主題情報部参考企画課)

プランゲ文庫図書マイクロフィルム共同事業(第一期)  
による児童書マイクロフィルムの利用提供開始について

プランゲ文庫図書マイクロフィルム共同事業(第一期)の最初の成果物三〇〇冊分が九月末までに到着し、今後順次納入される見込みとなりました。平成二〇年度中に児童書約八、〇〇〇冊(およそ一、〇〇〇リール分)を収集し利用に供する予定です。国際子ども図書館では納入されたカラーマイクロフィルムについて、左記のとおり利用提供サービスを開始いたします。

1. サービス開始日 一〇月二四日(火) から
2. 閲覧場所 国際子ども図書館第二資料室
3. 検索ツール 資料室備付『ゴードン・W・プランゲ文庫児童書目録』および納入分リスト(タイトル順)
4. 複写サービス カラーマイクロフィルムからの電子式引伸印画(カラー・即日)が可能です。  
なお、プランゲ文庫児童書マイクロフィルムの利用提供開始に合わせてその他の所管マイクロ資料(白黒・マイクロフィッシュ)についても即日複写のサービスを開始します。

プランゲ文庫図書マイクロフィルム共同事業

米国メリーランド大学マッケルデン図書館では、我が国が占領下にあった時期のうち昭和二〇(一九四五)年から昭和二四(一九四九)年に検閲された出版物のコレクション「ゴードン・W・プランゲ文庫(以下、プランゲ文庫)」を所蔵しています。当館では平成四(一九九二)年から同文庫の雑誌、新聞をマイクロフィルムで収集し順次提供<sup>(注1)</sup>してきましたが、これに続く図書<sup>(注2)</sup>の収集に着手するため、平成一七(二〇〇五)年五月二日同大学との間で図書のマイクロフィルム化による収集に向けた了解書を締結し、約七万冊の図書を対象とした同共同事業を開始しました。このうち第一期に実施する児童書については、平成一八(二〇〇六)年六月三〇日に補足取決めを締結しました。対象となる児童書は絵本や挿絵などの色情報が必要な要素と考えられるため、カラーマイクロフィルムによる収集を行います。

なお、プランゲ文庫書誌データについてはメリーランド大学から当館に対しインターネット公開についての了解が得られましたので、平成一七年一月一日から全国新聞総合目録データベースでデータの公開を開始し、同一二月からデジタルアーカイブポータルでプランゲ文庫の雑誌と新聞の書誌データの提供を開始しています。

(注1) 本誌四六二号(一九九・九)二二二頁

(国際子ども図書館)

平成18年10月23日から、複写料金を改定します

東京本館における電子情報提供サービスの改善と、国際子ども図書館におけるプラ  
ンゲ文庫の児童書マイクロフィルムの利用提供開始を機に、複写メニューの拡大と複  
写料金の一部について原価見直しによる改定を行います。次の複写料金表をご参照く  
ださい。

下線部・・・メニュー拡大および改定を行った複写料金

種 類	料 金 (税抜価格)	改 定 前	備 考	
電子式複写 (普通のコピー)	モノクロ A 4 / B 4 1枚 A 3 1枚 A 2 1枚	25.2円 (24円) 50.4円 (48円) 100.8円 (96円)	210円 (200円)	(注1)
	カラー B 4 / A 3 1枚	210円 (200円)		
	電子情報(電子ジャー ナル、CD-ROMな ど)のプリントア ウト	モノクロ A 4 1枚 A 3 1枚		
カラー A 4 1枚 A 3 1枚	52.5円 (50円) 105円 (100円)	B 4 1枚 210円 (200円)		
マイクロフィッシュ からの電子式引伸	モノクロ B 4 1枚 A 3 1枚	31.5円 (30円) 63円 (60円)	追加メニュー	(注1)
マイクロフィルム からの引伸	電子式(モノクロ) A 4 1枚 A 3 1枚	31.5円 (30円) 63円 (60円)		(注1)
	電子式(カラー) A 4 1枚 A 3 1枚	126円 (120円) 252円 (240円)	追加メニュー 追加メニュー	(注3)
	印画紙(モノクロ) A 5 1枚 A 4 1枚 A 3 1枚 A 2 1枚	71.4円 (68円) 115.5円 (110円) 189円 (180円) 420円 (400円)		
	マイクロから マイクロへの プリント	マイクロフィルム (リール) 1申込につき最初の30cm それ以上は、30cmごとに	157.5円 (150円) 71.4円 (68円)	
	マイクロフィッシュ 1シート	157.5円 (150円)		
撮影によるマイク ロフィルム作成	1申込につき最初の1コマ それ以上は、1コマにつき	157.5円 (150円) 39.9円 (38円)		
その他の作業 …(注4)	入紙 挿入1枚につき	10.5円 (10円)		
	包装料 製品発送ごとに	157.5円 (150円)		

(注1) 関西館の一部の資料については、申込者自身が複写機器を操作する複写方式もあります  
(料金は異なります)。

(注2) 関西館では、モノクロA3やカラーのプリントアウトは来年度から実施予定です。

(注3) カラーマイクロ資料からの電子式引伸は、当面、国際子ども図書館のみで実施します。

(注4) 複写に伴う追加作業等の実費として、次のものが別途必要となります。

入紙 …… 和綴じ資料の裏写りを防止するために、用紙を挿入する作業。

包装料 …… 複写製品の発送に伴う請求書・振込用紙等作成、梱包、発送、入金確認作業  
(外国へは税抜300円)。

送料 …… 複写製品を郵便または宅配にて発送する費用 (発送業者の価格によります)。

# 月例報告

## 法規の制定

### 解説

規則第二号は、調査及び立法考査局総合調査室の所掌事務の見直し等に伴い、所要の規定を整備したものである。

内規第七号は、規則第二号を受けて係レベルの事務について所要の規定を整備したものである。また、国立国会図書館長と都道府県議会事務局長との懇談会を廃止するとともに都道府県議会事務局の実務者を対象とした研修を実施することに伴い、当該事務の係レベルの所掌を明記することその他所要の規定を整備したものである。

館長決定第四号は、国会職員が当館の資料を利用する際に用いる利用カードを申請者にあらかじめ交付して退職まで返却不要とするともに、借用書等の様式を決裁で定めることとしたものである。

規則第二号及び内規第七号は平成十八年九月一日から、館長決定第四号は同年十月一日から、それぞれ施行された。

(規則第二号)

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(平成十八年九月一日制定)

国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号を次のように改める。  
三 依頼に基づく調査の調整に関すること(国会レファレンス課の所掌に属するものを除く)。

第十二条第一項第五号中「内容の審査」を「提供に係る企画」に改め、同項に次の一号を加える。

六 局刊行物等の内容の審査その他の局刊行物等の提供に係る調整に関すること。

第二十五条第四号中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附則

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

(内規第七号)

国立国会図書館事務分掌内規及び国立国会図書館文書決裁内規の一部を改正する内規

(平成十八年九月一日制定)

(国立国会図書館事務分掌内規の一部改正) 第一条 国立国会図書館事務分掌内規(平成十四年国立国会図書館内規第三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第二十一条第一項第二号に規定する地方議会及び図書館人等への援助に関すること。

第四十六条第三号中「関すること」の下に「(編集係の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十八条第一号中「提供に係る企画及び調整に関すること」を「編集及び出版に関すること(議会官庁資料課及び海外立法情報課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 総合調査室の庶務に関すること(局

刊行物等の提供に係る企画及び調整に  
関する事務に係るものに限る。)

(国立国会図書館文書決裁内規の一部改正)

第二条 国立国会図書館文書決裁内規(平成  
二年国立国会図書館内規第五号)の一部を  
次のように改正する。

別表(8) 総務部支部図書館・協力課  
の表番号7の項中「及び郵送(在留)職(事務  
印紙)を削る。

附則

この内規は、平成十八年九月一日から施行  
する。

(館長決定第四号)

国立国会図書館国会サービス要領の一  
部を改正する件

(平成十八年九月一日制定)

国立国会図書館国会サービス要領(昭和六  
十二年館長決定第六号)の一部を次のように  
改正する。

第十五項及び第十六項を次のように改める。

15 国会職員に対しては、その申請に基づき、  
利用カードを交付するものとする。

16 利用カードの交付を受けた国会職員がそ  
の身分を失ったときは、直ちに利用カード

を返却させるものとする。

第二十一項ただし書を次のように改める。

ただし、国際子ども図書館に所属する資  
料の貸出しは、別に定める貸出票により行  
うものとする。

第二十五項中「借用書(別紙様式第五)」

を「別に定める借用書」に改める。

様式第一から様式第五までを削る。

附則

1 本件は、平成十八年十月一日から施行す  
る。

2 本件による改正前の国立国会図書館国会

サービス要領第十五項の登録利用者カード

の交付を受けた国会職員に対しては、当該

登録利用者カードと引換えに、本件による

改正後の国立国会図書館国会サービス要領

第十五項の利用カードを交付するものとす  
る。

おもな人事

内閣府事務官兼国立国会図書館司書

山根 一寿

国立国会図書館司書の兼任を解く

内閣府事務官 田端 良基

国立国会図書館司書に兼ねて任命する

総務部支部図書館・協力課勤務を命ずる

以上平成十八年七月二十八日付け

(調査及び立法考査局行政法務調査室付主幹)

調査員 清水 隆雄

調査及び立法考査局外交防衛調査室付を命ず  
る

平成十八年十月一日付け

―― 職員の転任 ――

(国土交通省)

国立国会図書館参事に任命する

平成十八年十月一日付け

北野 規城

第五四六号(二〇〇六年九月)の  
訂正とお詫び

二九頁表一(二)内 新聞の項目

雑誌 ↓ 国内刊行新聞

新聞 ↓ 外国刊行新聞

お詫びして訂正いたします

レファレンス 六六八号 A4 一〇八頁

ブレア政権における「中核的執政」(コア・エグゼクティブ)

法人成りと国民経済計算

英国ノッティンガムにおける中心市街地活性化と地方交通計画

EU食品安全政策の展開と動向

昭和20・30年代の道州制論議

月刊 税・送料込み 八三二円(有)

スマトラ沖地震・津波による

文書遺産の被災と復興支援

―平成一七年度国立国会図書館

公開セミナー記録集―

(図書館研究シリーズ No.39)

A4 一三四頁

IFLA/PACCの防災プログラムについて

アチエ州における図書館とドキュメントセンターの復興・再建計画

スリランカにおける図書館の津波被害 再建のプロセスと課題

一歩前へ―アチエにおける被災文書の修復活動

IFLA/PACCアジア地域センターの最近の活動について

スマトラ沖地震・津波による被害を受けた図書館に対するオーストラリア国立図書館の支援・協力活動



平成一七年二月に開催した国立国会図書館公開セミナー「スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援」の記録集を、『図書館研究シリーズ』第三九号として刊行いたします。

平成一六年一二月にインドネシア・スマトラ島沖で発生し、インド洋地域に甚大な被害を及ぼした地震・津波から一年後に開催した同セミナーでは、被災地の国立図書館からの報告、実際の修復活動の紹介、IFLA/PACC

AACの活動の報告が行われました。

この記録集によって、災害に対する理解を深めるとともに、被災した資料への対処や防災計画等、図書館資料を含む文書遺産を守るために必要な知識・情報を十分に共有していただければ幸いです。

二、三二〇円(日)

(ISBN 4-8204-0616-7)

NDL C D I R O M Line

点字図書・録音図書全国総合目録

二〇〇六年一号

(一九八〇年以前〜二〇〇六年三月収録)

参加館は三三二館(当館、八八点子図書館、

一四三公共図書館等)。年二回更新。収録レ

コード数三三六、三二二件。

年間契約価格四二、〇〇〇円(日)

初年度のみ六三、〇〇〇円(検索ソフト込み)

入手の問い合わせ

(有)有隣堂印刷(株) 1404東京都品川区南品川六二一〇

(日)日本図書館協会 1043東京都中央区新川一―二二

特に記載のないものは税込価格です。

## お知らせ

### 図書館間貸出資料のご利用方法の変更について

平成18年10月23日から、当館の資料の貸出しを受けた図書館等において、借り受けた資料の複写ができるようになります。

借り受けた資料の複写ができるのは、あらかじめ貸出資料の複写を行うことについて当館の承認を受けた図書館等に限りです。承認を受けるには、借り受けた資料の複写に関する規定を含む利用規則等を申請書と一緒に提出していただく等、事前の申請手続が必要です。この他にも、資料保存の観点から、一定の条件を満たした場合に限り、当館貸出資料の複写を行っていただくことができます。詳細につきましては、当館ホームページ [http://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_lendout.html](http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_lendout.html) をご覧ください。

問い合わせ先：国立国会図書館関西館複写貸出係 TEL 0774-98-1312（直通）

<p>国立国会図書館 データベースフォーラム 開催</p> <p>NDLのデータベース/コンテンツを知る、活用する</p> <p>2006年12月7日（木） 10:00～17:00 国立国会図書館東京本館新館講堂</p>	<p>National Diet Library</p> <p>●プログラム● ＜第1部＞ 国会情報を活用する ＜第2部＞ 図書館を使いこなす ＜第3部＞ ウェブ情報探索/発見術 ＜第4部＞ 広がるデジタルアーカイブの世界 入場無料/入退場自由 ●参加申込●<a href="http://www.ndl.go.jp">www.ndl.go.jp</a> *先着順。定員（300名）になり次第受付を終了します</p>
--	--

## 第8回図書館総合展に出展します

国立国会図書館は、第8回図書館総合展（主催：図書館総合展運営委員会）に出展します。図書館総合展は、図書館に関する最新情報の提供と交換を目的とした国内最大の展示会です。今年の展示では、日本で唯一の国立図書館・納本図書館としての資料保存活動について紹介します。また、さまざまな電子図書館サービスについてデモンストレーションを行います。フォーラムでは、国立国会図書館のめざすべき新しいサービス像について紀田順一郎氏と津野海太郎氏のお話を伺います。プレゼンテーションでは、レファレンス・サービスに役立つ国立国会図書館ホームページの最新情報をお伝えします。ぜひご来場ください。

会 期：平成18年11月20日(月) から 11月22日(水) 10:00～18:00

会 場：パシフィコ横浜 展示ホール（横浜市西区みなとみらい1-1-1）

### フォーラム

#### 「国立国会図書館の新しいサービス像」

紀田順一郎氏（神奈川県近代文学館館長）

津野海太郎氏（和光大学図書館長）

植月献二（国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長）

11月22日(水) 15:30～17:00 第4会場（先着200名）

### プレゼンテーション

#### 「国立国会図書館ホームページから利用できる

#### レファレンス・ツール」

福林靖博（国立国会図書館主題情報部参考企画課）

11月21日(火) 14:00～14:40（先着80名）

#### ※フォーラム・プレゼンテーションのお申込み

ご所属およびお名前、ならびに電話番号または、電子メールアドレスをご記入の上、以下までお申し込みください。

国立国会図書館 総務部総務課 広報係

電子メール koho@ndl.go.jp FAX 03-3597-5617

## 国際子ども図書館展示会「北欧からのおくりもの—子どもの本のあゆみ」関連催物について

国際子ども図書館では、平成18年7月15日(土)から平成19年1月28日(日)まで、北欧各国、地域の子どもの本を一堂で紹介する展示会を開催しています。

また、展示会関連催物として次の日程でギャラリートークを実施します。

### ギャラリートークのご案内

当展示会監修者が会場内を巡り展示資料をやさしく解説するガイドツアーです。事前申込不要です。当日、会場へお越しください。

#### 11月19日(日)

13:00～ デンマーク・ノルウェー編 講師：福井信子氏(東海大学助教授)

14:00～ フィンランド編 講師：稲垣美晴氏(翻訳家)

#### 12月16日(土)

13:00～ スウェーデン編 講師：菱木晃子氏(翻訳家)

14:00～ フィンランド編 講師：稲垣美晴氏(翻訳家)

会場：国際子ども図書館 3階 本のミュージアム

問い合わせ先：国立国会図書館国際子ども図書館企画協力課

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

TEL (03) 3827-2053 (代)

### 展示会のご案内

開催期間：平成18年7月15日(土)～平成19年1月28日(日)

休館日：月曜日、国民の祝日・休日、資料整理休館日(第三水曜日)、  
年末年始(12月28日から平成19年1月4日)

開催時間：9:30～17:00

詳細は国際子ども図書館ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/> をご覧ください。



### <複 写>

平成17年度の来館利用者に対する東京本館での複写の処理件数は731,420件（前年度477,177件）、関西館では63,176件（前年度57,807件）、国際子ども図書館は8,562件（前年度2,894件）でした。

東京本館と関西館では、相互に資料を利用できるように、取寄せサービスのほかにも来館遠隔複写サービスなどの東西連携サービスを行っています。

### <レファレンス>

来館利用者を対象とした口頭によるレファレンスは、東京本館が467,511件\*（前年度195,678件）、関西館が52,154件（前年度35,292件）、国際子ども図書館が7,366件（前年度5,248件）でした。\*平成17年度から機器操作支援の数を含む

### <各施設の特徴>

東京本館は、平成16年10月の新装開館とともに、NDL-OPAC 端末の雑誌記事索引から直接複写申込みができる、オンライン複写（資料を出納せずにコピーを受け取る）のサービスを始めました。本年度は65,639件の利用があり、平成16年10月から平成17年3月までと比べて本年度の同時期の利用数は約2倍になりました。

開館後3年が経過した関西館は、近隣の研究機関の研究者や大学等の学生に対して、利用案内を行うほか、地元の行事と併せて「関西館見学デー」を実施するなど積極的に広報活動を行いました。

国際子ども図書館は、本年度は本のミュージアムで5回の展示会と、それぞれに関連した講演会等の催物を行いました。子どもに対するサービスとして、毎週土・日曜日の「子どものためのおはなし会」を183回、3歳以下の子どもと保護者を対象とした「小さな子どものための絵本の時間」を24回行いました。

### (3) 主題情報の提供に関するサービス

利用者が求める情報を的確に、速やかに提供するために、特定のテーマに関する書誌データの提供や検索ツールの作成などの主題情報の提供をしています。このうち、不特定多数の利用者に対して、ホームページなどを通じて情報を提供するサービスへの需要が高まっています。「参考図書紹介」、「近現代日本政治関係人物文献目録」などのコンテンツがあり、それぞれテーマやデータを追加しています。「テーマ別調べ方案内」については、本年度130件の新規テーマを追加し、トップページには198,225件のアクセスがありました。

この記事のもとになっている平成17年度版の『国立国会図書館年報』を9月20日に刊行しました。『国立国会図書館年報』は平成14年度版から当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>「刊行物」―「国立国会図書館年報」)にも掲載しており、平成17年度版も11月中には掲載予定です。どうぞご利用ください。

### <レファレンス・サービス>

遠隔利用のレファレンス・サービスは、直接来館できない利用者や各種図書館等からの電話および文書（電子メールを含む）による依頼に応じて行っています。平成17年度の文書レファレンスの処理件数の合計は6,841件で前年より減少しましたが、処理文書数はやや増加しました。

平成14年10月から国内登録図書館と国外からの依頼に対して電子メールを使ったレファレンス・サービスも行っています。平成17年度の電子メールでの受理件数は前年度より590件増加し、レファレンス件数全体に占める割合は、国内登録図書館では57%（前年度44%）となり、申込み手段が電子メールへと移行しつつあることがうかがえます。

### (2) 館内利用サービス

本年度は平成16年10月に東京本館が新装開館してから初めて1年を通じて同一条件で出される統計です。東京本館では、毎週土曜日と月曜日を閉館することで、年間の開館日は35日増えました。また、開館時間は2時間増え、年間の入館者数は6万人以上増加しました。

### <開館日数・来館者数・閲覧点数>

ここでは、各施設の開館日数、来館者数等を紹介し、関西館が開館した平成14年度からの推移を図4、5に示します。

東京本館の開館日数は280日、来館者数は410,505人（1日平均1,466人）でした。閲覧資料数は年間2,177,383点、関西館からの取寄せは6,355点でした。

関西館の開館日数は280日、来館者数は69,476人（1日平均248人）でした。閲覧資料数は94,315点、東京からの取寄せは2,401点でした。

国際子ども図書館の開館日数は285日、来館者数は130,877人（1日平均459人）、閲覧資料数は39,905点でした。

図4 年平均来館者数

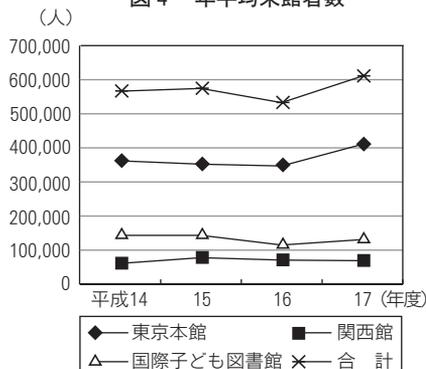
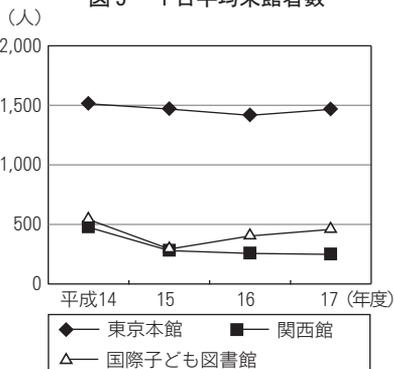


図5 1日平均来館者数

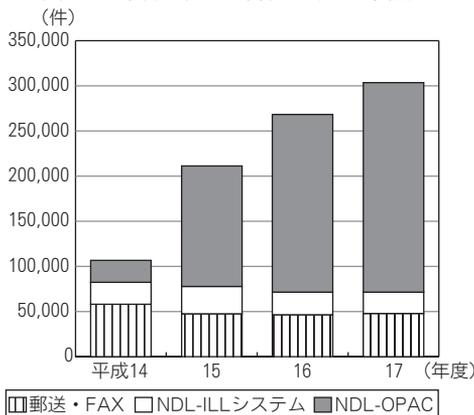


NDL-ILL システムのほか、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）経由（平成14年10月から）でも受け付けています。東京本館、関西館の資料へのNDL-OPAC 経由の申込みは、平成16年度には8,564件（貸出申込全体の56%）でしたが、平成17年度には10,580件（同64%）と大きく伸びています。図書館間貸出しの申込み手段別の件数は40ページ 図1のとおりです。

国際子ども図書館では、公共図書館等に対する図書館間貸出しは、348冊（前年度340冊）です。図書館間貸出しのほかに、学校図書館の支援を目的として平成14年11月から学校図書館セット貸出しをしています。貸出冊数は10,491冊（前年度9,288冊）でした。

### < 複写サービス >

図2 遠隔利用の複写件数（論文単位）

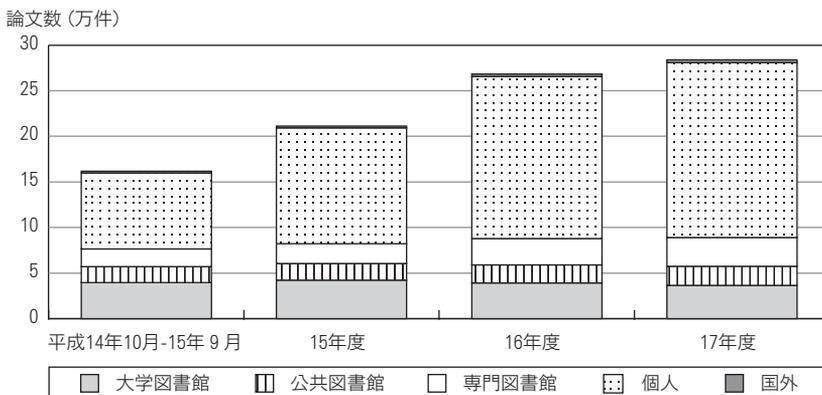


\*平成14年～16年までは処理数、平成17年からは受理数を採取している。

平成17年度における遠隔利用の複写受理件数は、論文単位で307,145件（前年度268,214件（処理件数））でした。平成17年度からこの件数には、国際子ども図書館の遠隔利用の複写申込み数（991件）を含みます。

申込みは郵送・ファクシミリ、NDL-ILL システムおよびNDL-OPAC 経由（平成14年10月から）で受け付けています。東京本館、関西館資料について申込み者別に見ると、平成17年度のNDL-OPAC 経由の申込みは全体の76%（前年度73%）を占め、中でも個人の申込みが伸びています（図2、図3参照）。

図3 遠隔利用の複写の申込み数（利用者別）（東京本館・関西館資料）



また、各支部図書館は、国の出版物の納本の窓口となっており、平成17年度に各支部図書館から当館に納入された資料は、82,092点でした。各支部図書館の利用の状況は41ページ表1のとおりです。なお、各支部図書館は相互貸出しによって利用の便宜を図っており、平成17年度に相互貸出制度により貸し出された資料数は12,463点、そのうち当館から各支部図書館に貸し出した資料は8,977点でした。

## 一般公衆に対するサービス

一般公衆を対象としたサービスのサービスポイントは、東京本館および国立国会図書館関西館（以下 関西館）ならびに支部図書館である国際子ども図書館および支部東洋文庫です。サービスは、当館に来館せずに利用できる図書館間貸出し、複写、文書・電話によるレファレンス等の「遠隔利用サービス」と、直接来館することで受けられる閲覧、複写、口頭によるレファレンス等の「館内利用サービス」で成り立っています。

東京本館および関西館ならびに国際子ども図書館の三施設の遠隔利用サービスについては(1)で、来館利用サービスについては(2)で、主題情報を提供するサービスについては(3)で取り上げます。

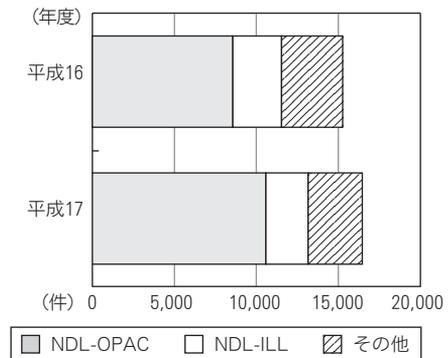
東京本館および関西館において、館内利用サービスと遠隔利用サービスの利便性向上のため登録利用者制度を平成14年10月から導入しています。登録者は、館内利用サービスにおいては、入館手続きの簡略化、取寄せサービスの利用が、遠隔利用サービスにおいては、インターネットを通じての複写申込みができる等の特長があります。平成17年度末現在の登録開始以来の登録者数は、各種図書館4,901館（前年度4,574館）、個人97,425人（前年度64,085人）となりました。東京本館では、来館による個人からの登録申請は前年度に比べ18%増加しました。

### (1) 遠隔利用サービス

#### <図書館間貸出し>

当館では、図書館間貸出制度によって、直接来館できない利用者に対して図書館を経由してサービスを提供しており、大学図書館（短期大学等も含む）、公共図書館（県立・市町村立等）、専門図書館（国公立の調査研究機関、地方議会図書室等）および国外の機関に対して貸出しを行っています。平成17年度、東京本館および関西館では、新たに加入した94の機関を加えた3,383館に、16,498点の資料を貸し出しました。貸出しの申込みは、郵送・ファクシミリ、

図1 図書館間貸出し件数（申込み手段別）



# 国立国会図書館年報（平成17年度）から

## － 統計を中心に その2 －

前号では、蔵書の構築と書誌情報の提供、国会に対するサービスについて紹介しました。本号では、行政・司法各部門に対するサービス、一般公衆に対するサービスについて、平成17年度の特徴を中心に紹介します。

### 行政・司法各部門に対するサービス

当館は、行政および司法の各部門の業務を支援するために、主として各省庁および最高裁判所に設置された支部図書館を通じて図書館サービスを行っています。平成18年10月現在、26支部図書館6分館が設置されています。

表1 行政司法各部門支部図書館利用統計

支部図書館名	来館者 (人)	貸出し (人)	貸出し (点)	複写 (件)	レファレンス (件)	備考
会計検査院	-	3,339	6,273	3,130	2,384	
人事院	3,052	1,613	4,849	0	429	
内閣法制局	-	435	945	0	150	
内閣府	15,589	5,308	11,452	1,570	744	1分館を含む
日本学術会議	923	8	14	-	11	
宮内庁	-	2,145	11,752	2,770	480	
公正取引委員会	-	1,958	4,052	-	198	
警察庁	-	800	1,305	454	1,084	
防衛庁	27,103	6,115	9,132	681	8,102	
金融庁	-	2,615	5,753	-	254	
総務省	5,556	3,542	6,698	-	1,327	
総務省統計	5,106	1,439	4,189	517	7,059	
法務省	20,976	4,784	11,273	-	492	
外務省	35,852	5,422	9,537	715	2,861	
財務省	-	4,369	16,654	-	8	
文部科学省	-	4,484	9,757	1,741	911	
厚生労働省	10,568	2,285	6,215	-	6,180	
農林水産省	30,366	5,712	12,777	10,165	14,869	2分館を含む
林野庁	7,066	1,421	2,650	388	1,251	
経済産業省	8,163	3,170	7,619	1,508	3,968	
特許庁	5,844	807	1,324	5,799	1,794	
国土交通省	19,653	6,169	12,893	28,563	3,843	3分館を含む
気象庁	2,740	542	873	1,455	10,689	
海上保安庁	1,355	669	1,010	213	111	1分館を含む
環境省	1,714	359	793	-	985	
最高裁判所	-	8,260	18,452	6,826	6,343	
計	201,626	77,700	178,241	66,495	76,527	

備考 開架式閲覧等のため集計していない項目は-で示した。

意が必要です。複数の単語を組み合わせて検索する際には、単語の間をスペース（空白）で区切ってください。また、末尾に「\*」をつけると、前方一致検索になります。完全一致検索の場合は、[条件]欄で「フルタイトルキー」を選びます。漢字形の場合には、前方一致もしくは完全一致で検索するとヒットしやすくなります。

(注) 上海新華書店旧蔵書は、日本語カナ読みでのワード検索および分類検索はできません。

#### ○分類検索

同じテーマを扱った資料を一覧するには、「分類番号」を使うと便利です。ワード検索でヒットした資料の詳細書誌画面を開くと、下のほうに「分類 NDLC」として、主題に応じた分類記号が付与されています。NDLC とは当館が使用する分類表で、当館ホームページに掲載している『国立国会図書館分類表』で参照することができます。(http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ndl\_ndlc.html)。上記のワード検索で、この分類記号を入力して検索すれば、同一主題の資料を一覧表示することができます。例えば、魯迅に関する研究書を一覧する場合、ワード検索画面の「条件」欄で「分類番号」を選び、魯迅研究を表す分類「KK359」を入力して検索すると、89件の図書がヒットします。

#### <データベース>

##### ○「中国期刊全文数据库」(CAJ)

「中国知识基础设施」のホームページ (http://www.cnki.net/) 内にあり、1994年以降に刊行された学術雑誌約7,500誌に掲載の論文約1,700万件について、著者名、論文名、掲載雑誌名、抄録・本文中の語句などから検索することができます。香港や台湾で発行されたものは含まれていませんが、中国大陸の主要な学術論文については、このデータベースを使えば、ほとんどのものを検索することができます。これで検索して、来館していただければ当該雑誌の論文記事の全文を閲覧・複写することができます。

##### ○「中国重要报纸全文数据库」(CCND)

CAJと同じく「中国知识基础设施」のホームページ (http://www.cnki.net/) 内にあり、中国のおもな新聞約1,000紙に2000年以降掲載された記事約490万件について、記事名、著者名、記事中の語句などから検索することができます。CAJと同様、検索の上、ご来館いただければ当該新聞記事の全文を閲覧・複写することができます。

##### ○人民日报图文数据 (CD-ROM)

『人民日报』の1946年5月15日号以降の全記事を収録しています。見出し語、執筆者、日付、本文中の語句などで検索し、全文を閲覧できます。当室では原紙および冊子体の索引も所蔵していますが、迅速でかつ全文を検索できる CD-ROM は圧倒的に便利です。なお、2000年以降の記事は、上述の CCND にも収録されていますので、最近の記事をお探しの場合はこちらをご利用ください。

##### ○文淵閣四庫全書電子版 (CD-ROM)

『文淵閣四庫全書』に収録された約3,500種80,000巻という膨大な典籍について、書名、著者名、分類、全文などで検索をして、本文および原文画像を閲覧・印刷することができます。CD-ROM の総枚数は182枚に及びますが、当室では専用 PC を設けて、すべてのデータをハードディスクに格納していますので、CD-ROM の出し入れの不便なくご利用いただけます。

そのほか、『中国近代期刊篇目数据库』『全国报刊索引数据库』『中文报纸论文索引資料庫』などの索引データベースもあります。

(関西館資料部アジア情報課 まえだ なおとし 前田 直俊)

第13回で詳しくご紹介しますので、ご期待ください。

なお、古い雑誌や新聞の中には、劣化の著しいものがあります。これらはマイクロフィルムでの閲覧になりますので、ご了承ください。

### <アジア言語 OPAC>

アジア言語 OPAC (<http://asiaopac.ndl.go.jp/>) は、国立国会図書館が所蔵するアジア言語資料の目録データベースです。

中国語資料は、資料の種類や整理した時期によって、所蔵館および検索手段が異なります(表)。関西館が所蔵する中国語資料は、表の網掛けをした部分で、これらすべてをアジア言語 OPAC で検索することができます。

#### 表

	整 理	所 蔵 館	検 索 手 段
図 書	～1981	東京本館	『国立国会図書館漢籍目録』
	1948～1985		カード目録
図 書	1986～	関 西 館	アジア言語 OPAC
雑誌・新聞	すべて		

#### ○ワード検索

トップページを開くと、ワード検索画面が表示されます。下図のように[条件]欄をプルダウンして、「書名」「著编者」「件名」「フルタイトルキー」「全て」「ISBN/ISSN」「分類番号」「出版者」「出版年」の中から、いずれかの項目を選択します。

選択した後、右側の空欄に検索語を入力して、検索ボタンを押します。検索語は、日本語漢字、中国語漢字(簡体字・繁体字)、日本語カナ読み、拼音(ピンイン)のいずれでも検索できます(注)。例えば、『中国历史大辞典』を検索する場合、原表示どおりの簡体字で入力するほかに、「中国歴史大辞典」「中國歴史大辞典」「チュウゴク レキシ ダイジテン」「zhong guo li shi da ci dian」と入れてもヒットします。ただし、日本語カナ読みは単語単位、拼音は一漢字単位で区切る必要がありますので、少し注

#### 図 ワード検索画面

## ○自然科学

ほかの分野に比べると蓄積は少ないですが、辞典、図鑑、書誌などを中心に、生物学、農林水産学、医学、薬学などの資料を重点的に収集しています。中国国内に棲息する維管束植物およそ3万種を収録した『中国植物志』は、1959年の出版開始から約半世紀をかけ、最近ようやく全80巻126冊が完結しました。

数学、物理、化学などの研究書は多くありませんが、なかには興味深いものもあります。中国人初のノーベル賞受賞者のうちの1人、楊振寧の著した『基本粒子发现簡史』は、物理学賞を受賞した2年後の1959年にプリンストン大学で行われた講演をまとめたもので、素粒子物理学の歴史をわかりやすく概説しています。もとは英語で出版されたのですが、この中国語訳のほか、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、日本語などに翻訳されました。

## ○図書館学・出版関係

国内外の蔵書目録、全国書誌、販売目録などを多数そろえています。そのほか、図書館・情報学、書誌学、出版関係を網羅的に収集するよう努めています。

## ○地図

おもに冊子形態の「地図集」「地図冊」を所蔵しています。全国および地方の「地図集」のほか、交通地図、歴史地図、地質図、人口図など主題別の地図も豊富です。なお、一枚ものの地図は、東京本館の地図室で所蔵しています。

## ○叢書

大型の叢書類をそろえています。おもなものとしては、『四庫全書存目叢書』『四庫全書存目叢書補編』『續修四庫全書』『四庫禁燬書叢刊』『四庫禁燬書叢刊補編』『四庫未収書輯刊』『叢書集成新編』『叢書集成續編』『叢書集成三編』『传世藏書』などが挙げられます。四庫全書の本編については、東京本館でのみ『文淵閣四庫全書』を所蔵しています。関西館ではCD-ROM版をご利用いただけますので、詳しくは後述のデータベースの項をご覧ください。

## ○新着図書

アジア情報課では、毎年新たに約6,000冊の中国語図書を収集しています。当課刊行の季刊雑誌『アジア情報室通報』では、これら新着資料の中から参考図書を選び、解題を付けて紹介しています。同誌は当室ホームページにも掲載していますので、是非ご覧ください ([http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/asia/publication/asia\\_pub.html](http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/asia/publication/asia_pub.html))。

## <雑誌>

学術誌、大学学報類、総合誌などを中心に約3,900誌を所蔵していて、国内有数の規模を誇ります。そのうち継続して受け入れているタイトルは、約1,700誌に及びます。分野別にみると、学術一般20%、人文32%、社会23%、自然科学25%とバランスのとれた構成比となっています。なかでも自然科学系の中国語雑誌は、国内随一の規模といえるでしょう。また、『東方雑誌』『小説月報』など、清末から民国期にかけて刊行された雑誌も数多く所蔵しています。

## <新聞>

『人民日報』『光明日報』などの全国紙をはじめ、各省・直轄市レベルの地方紙、香港や台湾の代表紙など、合わせて約350紙を所蔵しています。その中には、現在発行されているもののほか、『循環日報』『益世報』『申報』などの戦前期の貴重な新聞も数多く含まれています。新聞については、他のアジア諸国のものと合わせて、この連載の

に最新版を用意しています。例えば、自動車産業について調べる場合、『中国汽车工业企业单位大全』を見ると、製造会社から部品メーカーに至るまで約9,000に及ぶ関連企業についての情報を得ることができます。

統計資料については、全国の基本データを収録している『中国统计年鉴』のほか、各省・自治区・直轄市・特别行政区レベルの統計年鑑をすべて所蔵しています。これら総合統計のほかにも、金融、工業、運輸、農業など分野別の統計資料を数多く所蔵しています。

総合統計以外に地方レベルまで収集しているものとしては、「人口普查資料」があります。「人口普查」とは、10年に一度実施される全国規模の人口調査のことで、日本の国勢調査にあたるものです。最も新しい調査は2000年に行われました。その調査結果は、『2000年第五次全国人口普查主要数据』に基本データが掲載されているほか、各地方の詳細データについては、各省・自治区・直轄市ごとに刊行されている「人口普查資料」で知ることができます。2000年以降はサンプル調査が実施されていて、最新のデータは『中国人口统计年鉴』などに掲載されています。

#### ○歴史・地理

当館で最も充実している分野です。参考図書はもちろんのこと、研究書レベルまで幅広く所蔵しています。

そのうち、特色あるコレクションとして、地方志（または方志）が挙げられます。地方志とは、各地方の自然、歴史、社会の様相などを叙述した書籍で、その編纂の歴史は長く、明清代には特に盛んに編纂されました。方志学なる学問も確立されています。中華人民共和国の成立を境にして、それ以前の旧方志と、以後の新方志に分けられます。新方志の編纂活動は解放後から進められていましたが、文化大革命などによる中断時期があり、本格的な出版が開始されたのは1980年代に入ってからでした。その収録する内容は、歴史、地理のみならず、政治、法律、軍事、財政、金融、産業、交通、社会、労働、教育、民族、宗教、芸術、文学、気象、地質、農林、水利など多岐にわたっています。まさに当該地域を知るための情報の宝庫といえる資料群です。

当課では、新方志については、「中华人民共和国地方志丛书」をはじめ、省・自治区・市・県などの行政単位にかかるとものを網羅的に収集しています。旧方志については、「宋元方志叢刊」「天一閣藏明代方志選刊」「中國方志叢書」など叢書のかたちで影印刊行されたものを所蔵しています。なお、旧方志の原本は東京本館で多数所蔵していて、それらは他の国内機関所蔵のものと合わせて、『中国地方志総合目録：日本主要図書館・研究所所蔵』で確認することができます。

#### ○哲学・宗教

経学をはじめ、古代哲学・思想についての研究書、校註本、書誌、索引などが豊富です。宗教関係では、仏教經典を集大成する『中華大藏經』が挙げられます。これは1980年代前半から続いている大規模な出版事業で、最終的には漢語・チベット語・満州語・モンゴル語の各部が出そう計画です。当室では、現在のところ、漢語部およびチベット語テンギル（丹珠尔）部を所蔵しています。

#### ○言語・文学

歴史・地理に次いで層の厚い分野です。辞典類は、詞典・字典、ことわざ辞典、成語辞典、類義語辞典、方言辞典など多種多様なものをそろえています。

古典作品については、詩文、詞、戯曲、小説などの全集、叢書、註釈書、目録、索引のほか、文学史や個別の作品・作家の研究書などが豊富です。現代文学は、文学研究論のほか、魯迅、巴金、老舍、茅盾、郭沫若、丁玲などをはじめとする著名な作家の著作集、全集、研究書を中心に所蔵しています。

# 関西館の資料紹介

## 第10回 アジア資料—中国語資料—

### 【連載目次】

1. 科学技術資料—はじめに (538号)
2. 洋雑誌 (539号)
3. 国内博士論文 (540号)
4. 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 (541号)
5. 科学技術資料—海外博士論文 (542号)
6. 科学技術資料—欧文会議録 (543号)
7. 科学技術資料—学協会ペーパー (544号)
8. 科学技術資料—テクニカルレポート (545号)
9. 科学技術資料—規格資料 (546号)
10. **アジア資料—中国語資料 (本号)**
11. アジア資料—朝鮮語資料 (次号)
12. アジア資料—諸地域資料
13. アジア資料—アジアの新聞

今回から4回に分けてアジア資料を紹介いたします。初回は中国語資料です。

### <図書>

関西館アジア情報課では約23万冊の中国語図書を所蔵しています。朝鮮語やアラビア語など、ほかの言語を合わせた総蔵書数は約28万冊ですので、中国語図書がいかに大きな割合を占めているかお分かりいただけると思います。23万冊のうち15万冊は、上海新華書店が保管していた1930年代から90年代初めにかけての見本書籍コレクションです。これについては、本号26ページで詳しく紹介していますので、そちらをご覧ください。残りの8万冊の中で蔵書数が多いのは、歴史、地理、古典文学などの人文分野で、およそ半分を占めています。これは、長年にわたる同分野に対する需要の多さを反映したものとイえますが、近年では、政治、法律、経済などの社会科学分野の収集にも力を入れています。そのほか、少数民族、華僑・華人、図書館・情報学、出版関係なども重点を置いている分野です。

#### ○政治・法律

書誌、辞書・事典、便覧、政府機関名簿、人名録などの参考図書を幅広く集めています。単行書で充実しているものとしては、政治史、法制史、政党関係、民族問題、外交問題、歴代指導者・政治家の著作集などが挙げられます。

法令資料は、言語を問わず東京本館の議会官庁資料課でまとめて所蔵しているため、アジア情報課では基本的に重要なもの、例えば『中华人民共和国法规汇编』『中华人民共和国国务院公报』『中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会公报』『中华人民共和国条约集』などをそろえています。また、司法関係では『中华人民共和国最高人民法院公报』などがあります。

#### ○経済・産業

参考図書および基本書を中心に、経済史から現在の経済状況に至るまで、広範な資料収集を心がけています。中国経済の発展にともなって、近年特に需要が増している分野ですが、なかでも利用が多いのは、企業名鑑と統計資料です。

企業名鑑については、約140タイトルを所蔵していて、そのうち40タイトル以上は常

## 国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

**利用できる人** どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**開館時間** 9:30～17:00

**休館日** 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、  
年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

**休室日** 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

## 支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

---

国立国会図書館月報

平成18年10月号 (No.547)

発行所 国立国会図書館 平成18年10月20日発行 定価231円  
(税込、送料別)

編集者 矢部明宏 印刷所 有隣堂印刷株式会社  
発売元

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331 (代表)  
FAX 03 (3597) 5617  
E-mail [geppo@ndl.go.jp](mailto:geppo@ndl.go.jp)

〒140-0004 東京都品川区南品川6-2-10  
電話 03 (5479) 8721 (代表)  
FAX 03 (5479) 8720  
E-mail [cap15650@pop01.odn.ne.jp](mailto:cap15650@pop01.odn.ne.jp)

---

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜き取りして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> — 「刊行物」 — 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用  
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 547 October 2006

CONTENTS

*Shomei-ryu Bira-shu* (Random notes on rare books, 464)

Legal Deposit System ..... 1

Comments from the supervisor of the digital exhibition  
 "Modern Japan in Archives - 100-year history from the  
 opening of the country to the San Francisco Peace Treaty -"  
 .....Takashi Sasaki .....14

Present situation of the U.S. federal government libraries  
 .....Mika Lawler .....16

Completion of the retrospective conversion of the former  
 collection of the Shanghai Xinhua Bookstore - Asian Resources  
 Division, Collections Department, the Kansai-kan .....26

New services starting October.....28

Improvement of the digital information service at the Tokyo  
 Main Library .....28

Provision of microfilm reproductions of the children's books  
 in the Prange Collection through the microfilming  
 cooperative project (Phrase 1).....29

Revision of copying charges from October 23, 2006 .....30

Excerpts from the Annual Report of the NDL, FY2005 :  
 statistics (2) .....41

.....

Tidbits of information on NDL .....24

Books not commercially available .....25

Monthly official report .....31

Publications from NDL .....33

Collections of the Kansai-kan (10) .....46

.....

<Announcement>

Announcement of regular exhibition .....24

Changes in use of interlibrary loan .....34

NDL Database Forum .....34

NDL to take part in Library Fair & Forum 2006 .....35

Events related to the exhibition at the International Library of  
 Children's Literature: Northern gifts - Children's books from the  
 Nordic countries .....36

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo